令和７年度

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関する年次報告書

令和８年10月

目　黒　区

はじめに

目黒区では、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第8条に基づき「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」を策定し、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する施策を推進しています。

本書は、条例第9条に基づく年次報告(※1)の資料として作成したもので、次の内容で構成されています。

Ⅰ　目黒区男女平等・共同参画審議会答申
　（令和８年度 目黒区男女平等・共同参画審議会での審議結果）

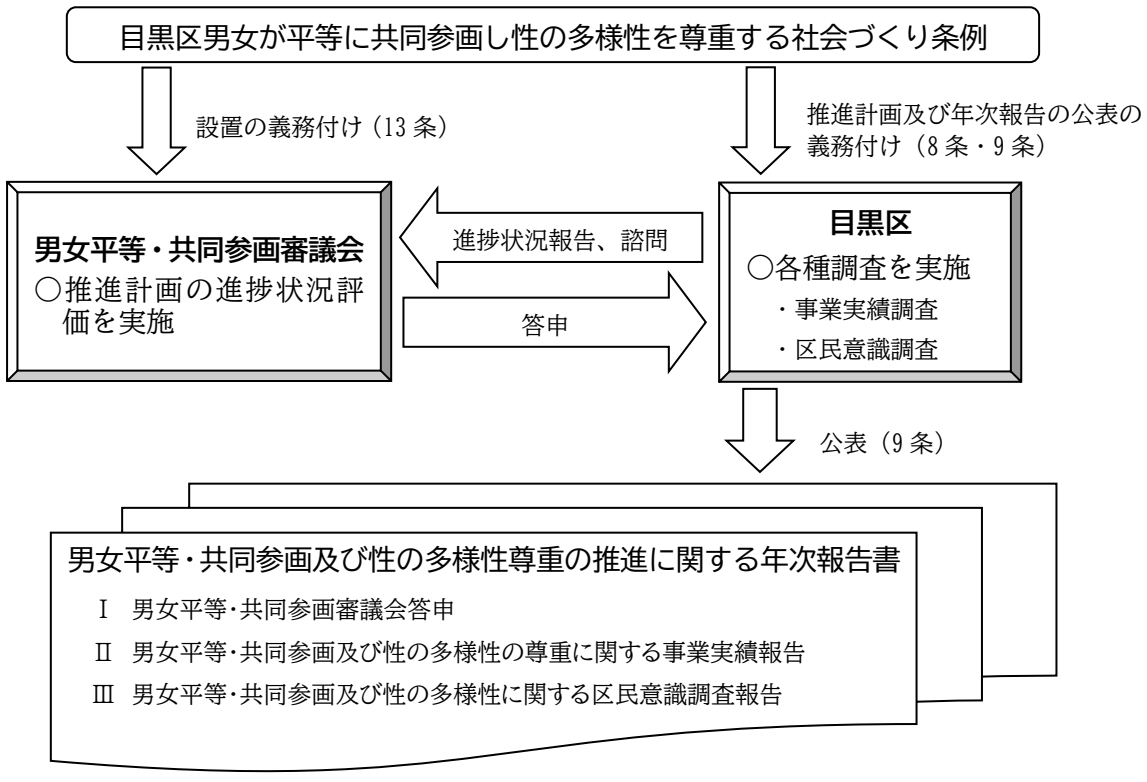
Ⅱ　令和７年度 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告
　（区の関連事業の実施状況を取りまとめた資料）

Ⅲ　令和８年度 男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告
　（住民基本台帳を基に男女別に無作為抽出した区民2,500人に実施したアンケート調査結果）

この度目黒区男女平等・共同参画審議会(※2)から答申された「目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画」の進捗状況の評価を踏まえ、目黒区は今後も男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に向けた施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

令和8年10月

男女平等・共同参画審議会と進捗状況評価



【目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（抜粋）】

※1　年次報告書
（年次報告）
第９条　区長は、毎年、推進計画及び男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策の進捗状況を目黒区男女平等・共同参画審議会に報告し、その意見を付けて、これを公表するものとする。

※2　目黒区男女平等・共同参画審議会
（設置）
第１３条　男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりを推進するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、区長の付属機関として目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事項）
第１４条　審議会は、推進計画に係る男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関する施策について調査、企画、立案等を行い、区長に意見を述べることができる。
２　審議会は、区長の諮問に応じ、推進計画の評価、改定その他の重要事項について調査及び審議を行う。
３　審議会は、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの求めに応じて調査及び審議を行い、区長に意見を述べることができる。
４　審議会は、必要に応じて男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進に関して、区長に意見を述べることができる。

年次報告書　目次

ページ

Ⅰ　目黒区男女平等・共同参画審議会　答申・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ⅰ-1

Ⅱ　令和７年度男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告・・　Ⅱ-1

Ⅲ　令和８年度男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告・・・　Ⅲ-1

答申

目黒区男女平等・共同参画審議会　答申

目　　次

		ページ
Ⅰ	目黒区男女平等・共同参画審議会　答申・・・・・・・・・・・・	Ⅰ－1
	資料1　諮問文・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅰ-54
	資料2　検討の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Ⅰ-55
	資料3　目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿・・・・・・・	Ⅰ-56

令和８年１０月２日

目黒区長　　青木　英二　様

目黒区男女平等・共同参画審議会
会長　田中　洋美

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を
推進する計画の進捗状況の評価について（答申）

令和８年７月１日付け目総権第６９８号で意見を求められた標記の件について、本審議会で審議した結果、別紙の結論に達しましたので、答申いたします。

以　　上

第１章　基本的な考え方

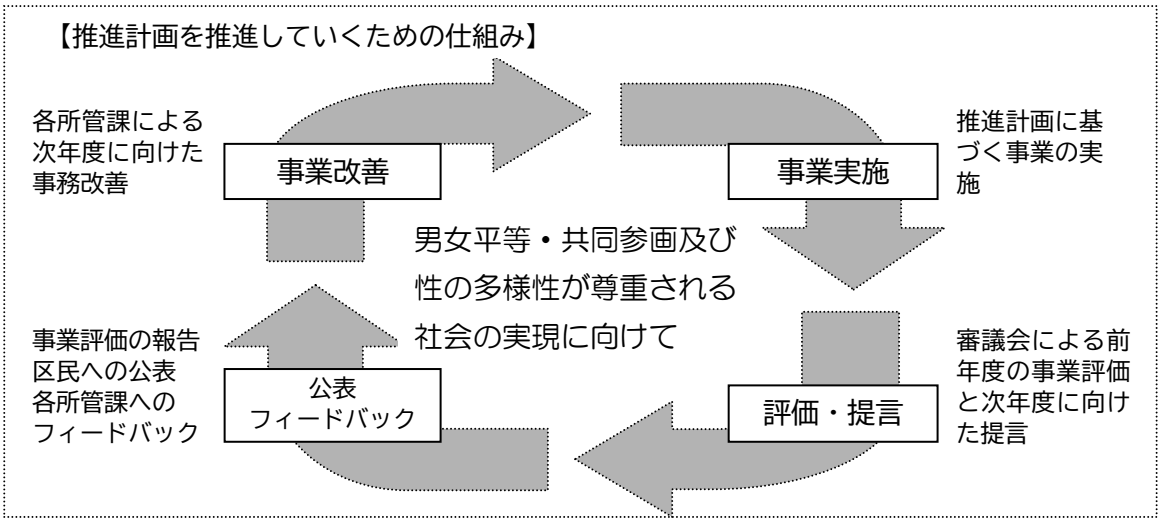
１　本答申の位置付け

目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例（以下「条例」という。）第 14 条第 2 項は、目黒区男女平等・共同参画審議会（以下「審議会」という。）が、目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画（以下「推進計画」という。）の事業評価を行うことを規定しています。

条例が審議会の所掌事項の一つとして事業評価を規定したのは、目黒区が推進計画に基づいて事業を実施したのち、審議会が第三者の視点による事業評価を行い、次年度以降に目黒区がその事業評価を生かして事業の展開を行うことにより、条例で目指す社会づくりに貢献すると考えたからです。

事業評価は推進計画が実施された平成 16 年度から行っており、本答申は令和 4 年度から実施されている推進計画（四期目）の令和 7 年度の事業実績とその成果を評価したものです。

推進計画を推進していくための仕組みは、以下の図のとおりです。



なお、令和 4 年度から実施されている推進計画において新たに設けられた「分析の着眼点」については、「*New*」という表記をしました。

２　事業評価の方針・方法

第 2 章の「Ⅰ　評価の方針」「Ⅱ　評価の方法」により事業評価を行います。評価に当たっては以下の点に留意しています。

①　事業評価をわかりやすく示します。
　★の数で評価結果を表現し、計画全体の進捗状況をレーダーチャートで示します。

②　客観的な評価に努めます。
　数値目標を含んだ「分析の着眼点」を明記し、事業実績報告や区民意識調査報告等に基づいた分析を行い、その分析の結果を評価に反映します。大項目の評価は、中項目の★の数から総合的に導き出します。

③　事業に対する改善点などを提言します。
　各中項目の冒頭に、審議会から所管課へのメッセージとして「提言」を掲載します。

３　事業評価の対象－関連事業について

本答申では、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会の実現を主たる目的とする事業（以下「主目的事業」という。）のみならず、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連する事業（以下「関連事業」という。）についても対象としました。なぜなら、関連事業も条例で目指す社会づくりに重要な役割を果たしているからです。

本答申は、関連事業については、その事業本来の目的という視点から評価したものではなく、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりという視点で評価しています。今後も関連事業の実施において、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する視点を持って事業を推進してほしいと思います。

４　結語

条例第 4 条は、男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくりの推進を区の主要な政策と位置付け、施策を策定し、総合的かつ計画的に推進するものとしています。

上記の条例第 4 条及び第 14 条 2 項の趣旨に基づき、審議会による事業評価を次年度の事業実施に反映し、担当課だけではなく、区全体の所管課が一丸となって推進計画の事業を効果的に実施することを期待します。それによってこそ、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重が着実に推進されると確信しています。

第２章　事業評価と提言

Ⅰ　評価の方針

１　基本的な考え方

推進計画の実施期間である令和４年度から令和８年度までの間、毎年度の事業実績とその成果を第三者機関である審議会が評価します。特に、成果の評価をすることが重要となります。

また、審議会としての事業評価は、区より提出されたデータ（「事業実績報告」及び「区民意識調査報告」）等に基づいて、客観的に行うこととします。

２　評価の単位

評価は、最終的には大項目（目標）としてどうであったかを問いつつ、具体的には大項目を構成する中項目（課題）を単位に行います。中項目はいくつかの小項目（施策の方向）から、小項目はいくつかの事業で構成されています。

３　主目的事業と関連事業

事業には、主たる目的が「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重」の推進にあると読み取れる主目的事業と、主たる目的は他の課題の解決・対応にあるが、その目標・方法・結果又は成果が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関連すると読み取れる関連事業があります。たとえば、「中項目２-３　子育て支援の充実」の「施策の方向①　多様な子育てサービスの充実」は、子育てサービスを必要とする子どもに対する児童福祉の充実が主たる目的ですが、同時に、多様な子育てサービスの充実は、働く人々の仕事と生活の両立を支援し、男女平等・共同参画及び性の多様性を尊重する社会づくりに重要な役割を果たすことになりますので、関連事業と位置付けられます。

主目的事業と関連事業は、異なる観点で検討します。主目的事業は、原則として事業の成果、場合によっては事業の実施状況に注目します。関連事業は、主要な政策目的が何であれ、その目標・方法・結果又は成果において、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進との関係が読み取れるかに注目します。

４　中項目単位の評価

中項目単位の評価は、中項目を構成する主目的事業及び関連事業をそれぞれ上記３に記した観点で検討し、それらを総合して行います。

５　大項目としての総括

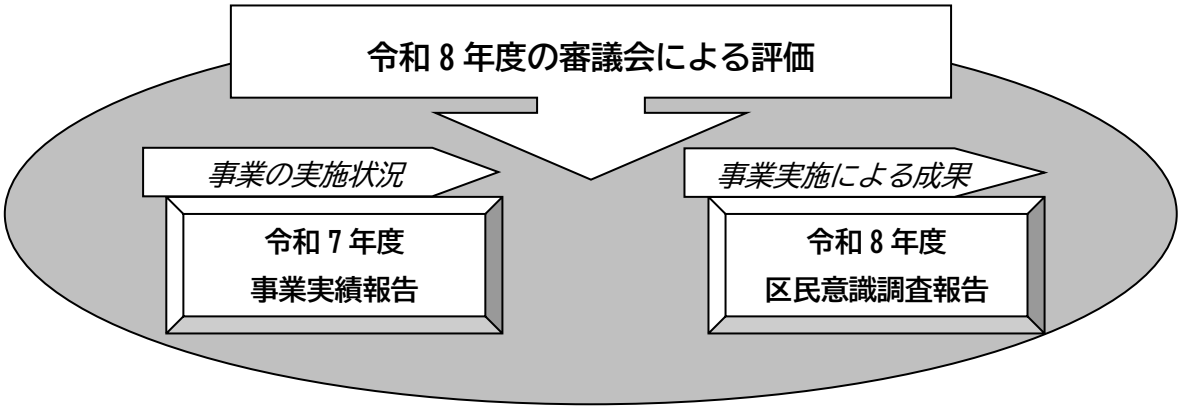
大項目の評価は、大項目を構成する中項目につき上記４の評価を行った上で、それらを総括して行います。大項目の中で、重点項目に指定されている中項目は、大項目として総括するときに重点的に着目します。

大項目（目標）	重点項目に指定されている中項目（課題）
１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	２－１　仕事と生活の両立支援
３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成	３－２　配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援
４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	４－３　区民、事業者等との連携

Ⅱ　評価の方法

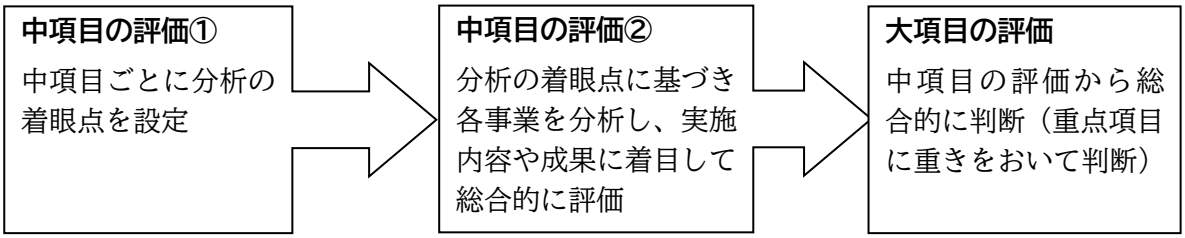
1　基本的視点と評価の流れ

①　令和 8 年度は、図のように、令和 7 年度の進捗状況を評価します。



評価に際しては、区の所管課が提出した令和 7 年度の「事業実績報告」と、令和 7 年度に実施した事業の成果が反映されている翌年の令和 8 年度の「区民意識調査報告」によって、令和 7 年度の進捗状況を測ります。

②　評価の流れは下図のとおりです。



2　評価の基準

①　施策が成果をあげたかどうか、成果はどの程度であったかを測る“ものさし”として「指標」を設定することとします。指標は推進計画の掲げる「課題別の指標」（表 1）を使用します。評価の出発点となる「課題別の指標」の基準値は、推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）が始まる前の「事業実績」（令和 3 年度）及び「区民意識調査」（令和 4 年度）の結果を用います。

（表 1）　　★重点項目

目標（大項目）	課題（中項目）		課題別の指標	基準値	直近の数値	目標値（令和 8 年度）
1 あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★1	政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	区が設置する付属機関や私的諮問機関（以下「付属機関等」という。）の女性委員の割合	39.2%	41.8%	50%
	2	地域、団体活動の充実と男女平等･共同参画の促進	地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	36.5%	38.0%	50%以上
	3	働く場における男女平等・共同参画の促進	労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	15.1%	26.2%	25%以上
	4	教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合	59.1%	44.0%	80%以上

	5	防災における男女平等・共同参画の推進	防災活動での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	－	28.8%	50% 以上
2 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★1	仕事と生活の両立支援	自身のワーク･ライフ･バランスがとれていると思う人の割合	－	53.5%	50% 以上
	2	男性の家事･育児･介護への参加促進	家庭生活（家事･育児･介護）での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合	12.6%	26.2%	20% 以上
	3	子育て支援の充実	共働き家庭での家事分担 「主に妻が行っている」人の割合	23.4%	26.7%	15% 以下
	4	介護支援の充実				
3 人権と性の多様性が尊重される社会の形成	1	性差に関する意識の改革と理解促進	固定的な性別役割分担意識 「反対･どちらかといえば反対」と思う人の割合	74.3%	74.2%	90% 以上
	★2	配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	身体的暴力の被害経験者の割合	2.5%	4.0%	ゼロ
	3	女性への暴力やハラスメントの根絶	セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合	8.1%	7.4%	ゼロ
	4	生涯を通じた包括的な健康支援	妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合	55.1%	58.6%	70% 以上
	5	性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援	ＬＧＢＴへの配慮を意識して行動している人の割合	－	41.5%	50% 以上
4 男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	1	計画の推進体制の強化	区の男女平等･共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合	71.1%	79.2%	60% 以下
			目黒区男女平等･共同参画センターを知っている人の割合	10.4%	11.9%	20% 以上
	2	計画の着実な進行管理				
	★3	区民、事業者等との連携				
	4	国、東京都、他自治体との連携				

【備考】

・「－」は前計画では指標としていなかったため基準値がないことを意味します。

・空白は指標を設定していないことを意味します。

② また、上記の「課題別の指標」のほかに審議会独自の“ものさし”として、次の「審議会独自の目標」（表 2）を設定します。評価の出発点となる指標の基準値は、「課題別の指標」と同様に、推進計画（令和 4 年度～令和 8 年度）が始まる前の「事業実績」（令和 3 年度）及び「区民意識調査」（令和 4 年度）の結果を用います。

（表２）

課題（中項目）	審議会独自の目標	基準値	直近の数値	目標値
１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	男女どちらかの委員のみの付属機関等の数 ※この目標は可能な限り早期に達成されることを求める。 （対象外となる付属機関等） 現任委員数が２人以下の付属機関等	1	2	ゼロ
	男女どちらかの委員割合が 30％未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少する （対象外となる付属機関等） 現任委員数が２人以下の付属機関等	24.5%	19.0%	－
	区の管理職に占める女性の割合	20.5%	26.5%	33% 以上
２－２　男性の家事・育児・介護への参加促進 ２－３　子育て支援の充実 ２－４　介護支援の充実	家事・育児・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少する	家事 30.1% 育児 33.9% 介護 34.3%	家事 32.3% 育児 29.6% 介護 27.4%	－

③　「指標」及び「審議会独自の目標」を盛り込んだ「分析の着眼点」を各中項目に設定します。分析の着眼点は、各中項目の分析欄に記載してあります。

３　評価段階の表示

中項目及び大項目の評価結果は次のように★の数によって表します。なお、中項目の評価については、前年度からの事業の進捗や成果が★一つ分に及ばない場合に、例外的に★半分（0.5 単位）の評価をする場合があります。

評価段階	内容
★★★★★	達成・十分である
★★★★	概ね十分である
★★★	ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある
★★	不十分である
★	極めて問題がある

４　評価作業における留意事項

（１）数値目標と評価の視点

各年度において「課題別の指標」と「審議会独自の目標」の達成度合いを評価する際には、目標値に達しているかという視点のみではなく、進捗状況も加味して評価を行います。これは、「課題別の指標」と「審議会独自の目標」が令和８年度までの達成を目指しているためです。

ただし、中項目１－１で掲げている「男女どちらかの委員のみの付属機関等の数　ゼロ」という審議会独自の目標は早期達成を求めているので目標値への到達を重視します。また、この目標については、該当する付属機関等があった場合は名称をあげてコメントを付します。

（2）評価の客観性

事業評価は主に「事業実績報告」と「区民意識調査報告」のデータに基づいて客観的に行います。さらに、審議会での議論を踏まえて、評価の客観性に留意しながら評価を行います。

（3）区民意識調査の数値の経年的な評価及び標本誤差について

標本誤差は、以下の式によって求められ、今回の標本誤差は以下のとおりです。標本誤差の範囲内ではなく、前年度の結果と比べて変化の大きいものについては「有意に」などの文言を使ってコメントします。標本誤差の範囲内のものについては、数値の「増加」「減少」を断定せず、「割合が増加」「割合が減少」というような分析表現にします。

信頼度を 95%とした場合、標本誤差は下式により求められます。

$$\text{標本誤差} = \pm 2\sqrt{\frac{N-n}{N-1} \times \frac{P(1-P)}{n}}$$

N＝母集団数
n＝比率算出の基数（回答者数）
P＝回答の比率

母集団数（令和 8 年 4 月 1 日現在の目黒区の 18 歳以上の人口）：247,505 人
有効回答者数：713 人

今回の調査結果の標本誤差は以下のとおりです。

回答比率（P） / n	90%又は 10%程度	80%又は 20%程度	70%又は 30%程度	60%又は 40%程度	50%程度
713	±2.2	±3.0	±3.4	±3.7	±3.7
600	±2.4	±3.3	±3.7	±4.0	±4.1
500	±2.7	±3.6	±4.1	±4.4	±4.5
400	±3.0	±4.0	±4.6	±4.9	±5.0
300	±3.5	±4.6	±5.3	±5.7	±5.8
200	±4.2	±5.7	±6.5	±6.9	±7.1
100	±6.0	±8.0	±9.2	±9.8	±10.0

【表の見方】
たとえば、ある設問に「そう思う」と回答した人が全体（n＝713）の 20.0%であった場合、上記表の回答比率に当てはめると、20%程度の標本誤差は±3.0%であるため、「そう思う」と考えている人は、標本誤差を補正すると、17.0%から 23.0%の間にあることが、95%の信頼度でいえることになります。

（4）推進計画に掲載されている事業のうち、未着手のものがある場合

推進計画に掲載されている事業のうち、未着手の事業については、重点評価項目であるか否かに関わらず、必ずコメントを付します。

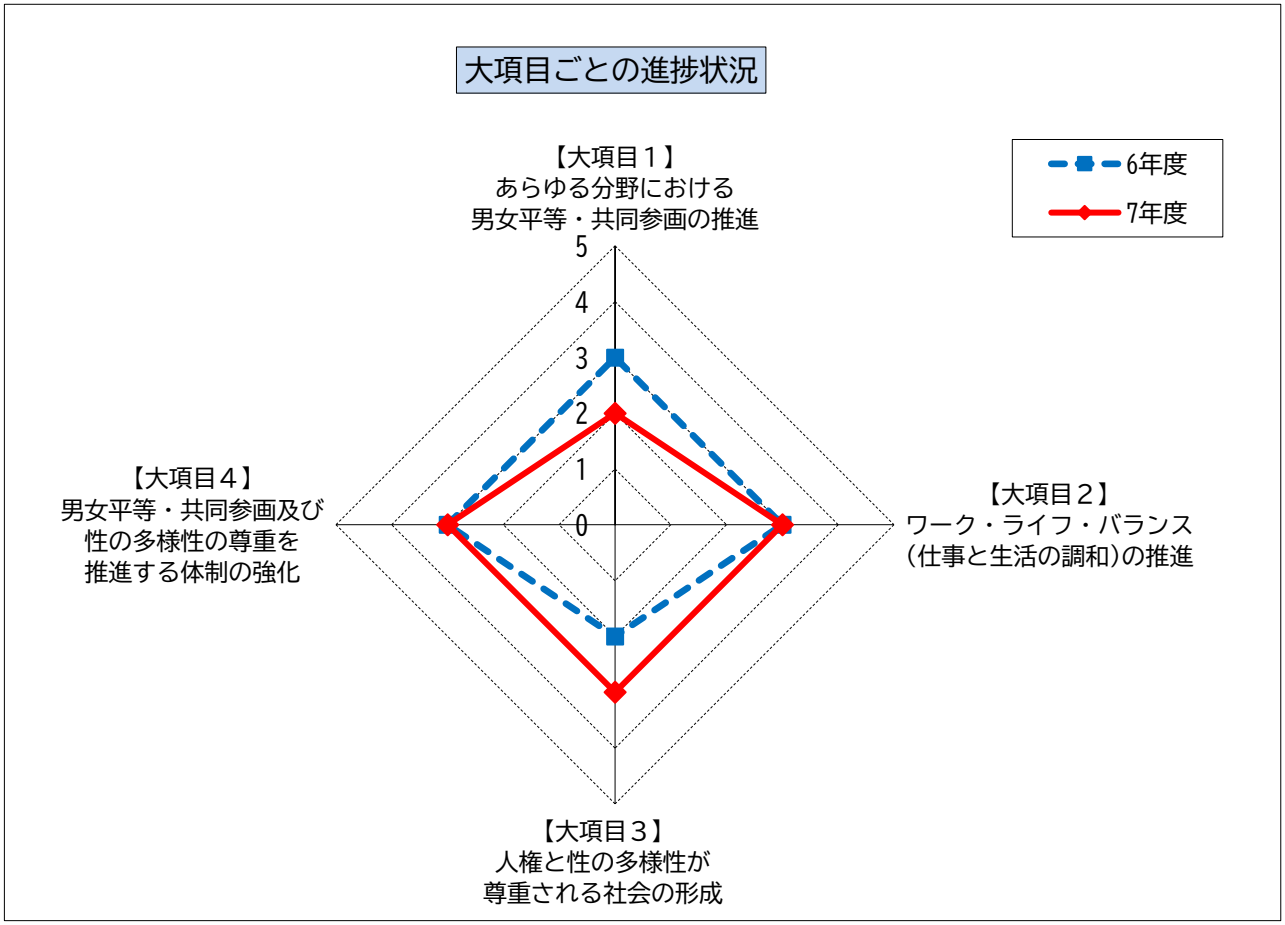
Ⅲ　提言の意義

評価の内容を加味した上で、中項目単位で審議会から各所管課への「提言」を掲載します。「提言」は、審議会から所管課へのメッセージであり、本事業評価において最も重要なものです。所管課には、審議会からのメッセージを真摯に受け止め事業の実施に努めていただきたいと思います。

第３章　事業評価結果

Ⅰ　令和７年度の評価

「大項目１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進」は、令和６年度の★★★から星を一つ減じて★★の「不十分である」とし、「大項目３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成」は令和 6 年度の★★から星一つ加えての★★★と評価しました。「大項目２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進」、「大項目４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化」は、いずれも★★★の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」と評価し、令和６年度から変化はありません。



男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画　事業体系

	6年度評価	7年度評価	ページ
大項目１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★	**Ⅰ－11**
中項目１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進	★★	★★	Ⅰ－11
中項目１－２　地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進	★★	★★	Ⅰ－15
中項目１－３　働く場における男女平等・共同参画の促進	★★★★	★★★★★	Ⅰ－17
中項目１－４　教育及び学習における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★	Ⅰ－19
中項目１－５　防災における男女平等・共同参画の推進	★★★	★★	Ⅰ－21

	6年度評価	7年度評価	ページ
大項目２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	★★★	★★★	**Ⅰ－24**
中項目２－１　仕事と生活の両立支援	★★★★	★★★	Ⅰ－23
中項目２－２　男性の家事・育児・介護への参加促進	★★	★★	Ⅰ－26
中項目２－３　子育て支援の充実	★★★	★★★★	Ⅰ－29
中項目２－４　介護支援の充実	★★★	★★★	Ⅰ－31

	6年度評価	7年度評価	ページ
大項目３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成	★★	★★★	**Ⅰ－33**
中項目３－１　性差に関する意識の改革と理解促進	★★★	★★★	Ⅰ－33
中項目３－２　配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援	★★	★★	Ⅰ－36
中項目３－３　女性への暴力やハラスメントの根絶	★★	★★	Ⅰ－38
中項目３－４　生涯を通じた包括的な健康支援	★★½	★★★★	Ⅰ－40
中項目３－５　性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援	★★½	★★★	Ⅰ－42

	6年度評価	7年度評価	ページ
大項目４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化	★★★	★★★	**Ⅰ－45**
中項目４－１　計画の推進体制の強化	★★	★★	Ⅰ－45
中項目４－２　計画の着実な進行管理	★★★	★★★	Ⅰ－50
中項目４－３　区民、事業者等との連携	★★★	★★	Ⅰ－52
中項目４－４　国、東京都、他自治体との連携	★★★★	★★★★	Ⅰ－53

大項目１　あらゆる分野における男女平等・共同参画の推進

【大項目の総評】　　★★　不十分である

大項目１では、あらゆる分野において男女平等・共同参画が進むうえでより多くの女性の参画や活躍がなされているか、また参画・活躍の促進のための各事業が十分に行われているか、その状況を確認・評価する。

重点評価項目である政策形成および意思決定過程における男女平等・共同参画の推進においては、付属機関等の女性委員の割合は年々高くなっているとはいえ令和7年度41.8%であり目標値「50%」には全く届いていない。このままのペースの伸びでは50%に届くのに8年かかる。とりわけ女性委員数ゼロの付属機関等の数は3年連続で2機関である。所管課においてはこの問題の解決に向けた具体的なアクションをとることが求められる。

区民意識調査では、地域・団体活動、働く場、教育及び学習、防災の4領域において「男女平等であると思うか」という質問を設けている。働く場において「男女平等であると思う」と回答した割合は、2年連続で目標値「25%以上」を超えたが他の3領域においては減少しており、目標値との隔たりは拡大している。

協力を求める各事業者や団体は、それぞれ様々な固有の悩ましい課題を抱えながら、日々、組織運営していると推察されることから、短期間に目覚ましい成果を得ることは難しいであろうと思慮する。しかしながら、男女平等・共同参画を力強く推進するためには、粘り強く取組みを継続することが非常に重要である。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

・～・

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

【中項目】１－１　政策形成及び意思決定過程における男女平等・共同参画の推進
《★重点評価項目》

指標の目標値

区が設置する付属機関や私的諮問機関の女性委員の割合　　【50%】

審議会独自の目標値

男女どちらかの委員のみの付属機関等の数　　【ゼロ】

男女どちらかの委員割合が 30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少する

区の管理職に占める女性の割合　　【33%以上】

提言

○　女性委員割合ゼロ及び 30%未満の付属機関をできる限り解消するよう努力を継続してほしい。

【事業1・2】

付属機関における女性委員の割合は41.8%で増加傾向にあり、女性委員30%未満の割合は基準年より減少しているが、目標値「50%」を達成するには、女性委員割合ゼロや30%未満の付属機関等

を減少させることが重要である。令和7年度現在、女性委員がゼロの付属機関は二つ、女性委員30%未満の付属機関割合は全体の19.4%という状況である。この要因の一つに団体推薦枠における女性委員の推薦が少ないことがあげられる。推薦依頼団体においては各々事情があるものと察するが、区としては男女平等・共同参画を推進する意義を丁寧に団体に説明し、依頼の際には女性委員の推薦を強く要望するなど、各担当所管には目標達成向けた努力を継続してほしい。

○　管理職昇任選考における有資格者に占める受験割合が女性において低い状況を改善するために要因分析のうえ、改善策を検討してほしい。【事業 3・4・5】

区の管理職に占める女性の割合は、基準値（令和 4 年度）からは一定の増加はみられたものの伸び率は鈍化しており、昨年度と同水準に留まっている。特に有資格者に占める受験割合で男女差が大きいことが影響していると推察される。主な原因を明らかにし、障壁を取り除く改善策を検討してほしい。

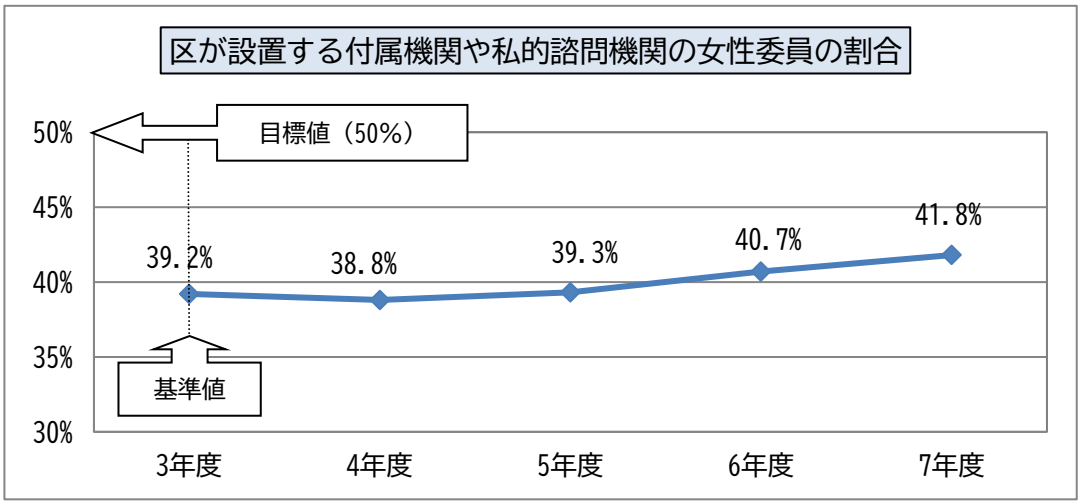
分析

≪着眼点①≫　政策形成及び意思決定過程への男女平等・共同参画の度合いはどうか

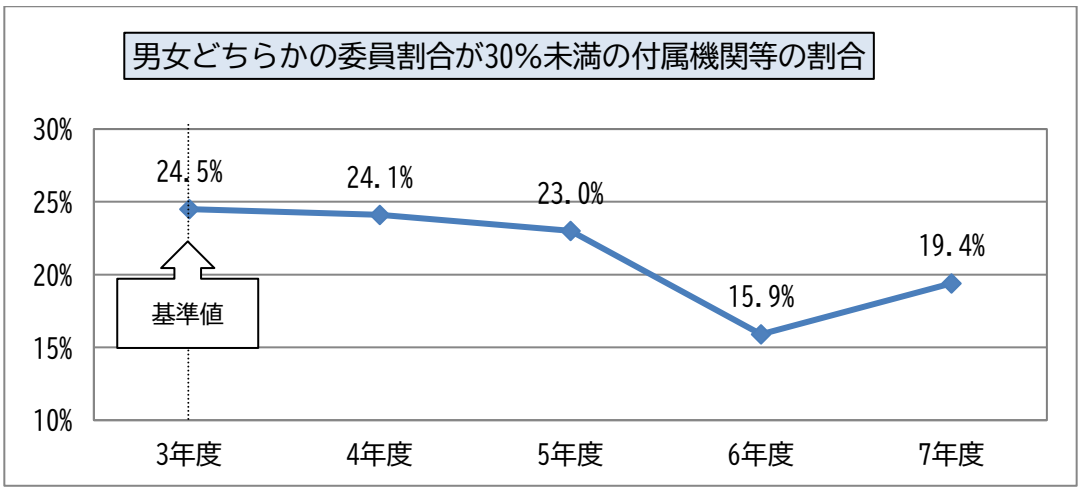
- 区が設置する付属機関等の女性委員の割合が 50%になったか
- 女性委員の割合が 50%に達していない付属機関等の女性委員割合を上げる取組みがなされているか
- 男女どちらかの委員割合が 30%未満の付属機関等の割合が年度ごとに減少しているか ***New***
- 男女どちらかの委員のみの付属機関等がなくなったか

≪分析①≫　区が設置する付属機関等の女性委員割合を 50%にする目標について、平成 23 年 1 月 26 日付けの男女平等・共同参画オンブーズからの指摘を受け、毎年実施する付属機関等の設置状況の調査とともに、各所管課へ、関係団体へ可能な限り女性委員を推薦していただくよう依頼文に明記するよう依頼している。また、併せて付属機関等の委員改選時に、改選後の女性委員の割合をはじめ「女性比率 50%の目標に向けて配慮した点」などを報告するよう依頼しており、女性委員割合の向上に向けた努力が認められる。

その結果、付属機関等の女性委員割合は令和 8 年 3 月 1 日現在で 41.8%（7 年 3 月 40.7%）と前年から 1%以上上昇した。条例が制定された平成 14 年度の 30.7%からは 11.1%増加している。目標値「50%」までは残り 8.2%となった。女性委員のいない付属機関等は、昨年同様に「公害健康被害補償診療報酬審査会」と「地域公共交通運賃等協議会」の 2 機関である事業 1。



男女どちらかの委員割合が 30%未満の付属機関等（現任委員数が 2 人以下の機関を除く。）の割合は 7 年 3 月 1 日現在で男女平等・共同参画オンブーズと子どもの権利擁護委員を分母から除いて計算すると 19.4%（前年度 15.9%）に増加した。

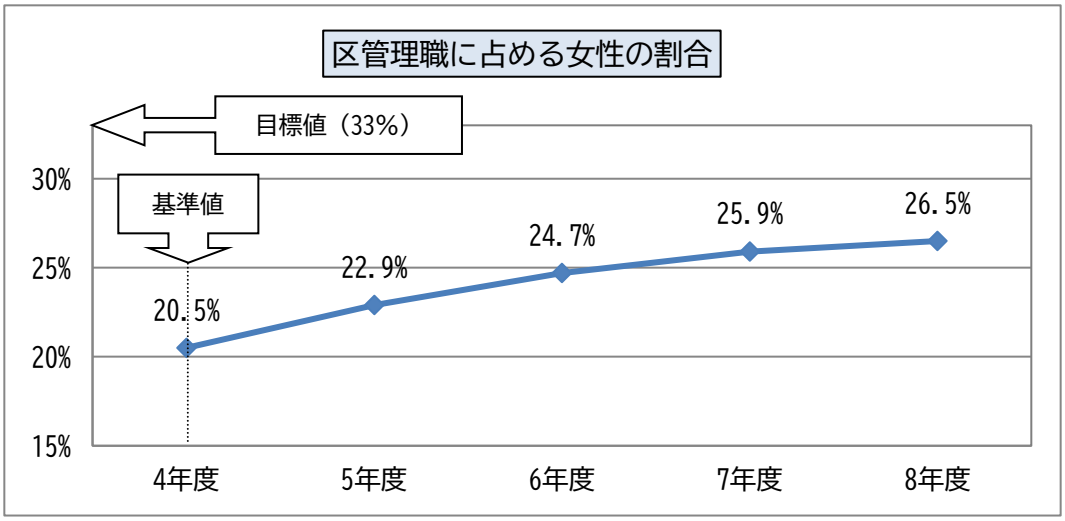


人権政策課は「付属機関等への女性の参画を促進するためのガイドライン」に内閣府の「女性リーダー人材バンク」を活用するよう明記し、各課に対しガイドラインに基づく取組みを促している事業 2。

≪着眼点②≫　働く場としての区において男女平等・共同参画は推進されたか

・区の管理職に占める女性の割合が 33%以上になったか ***New***

≪分析②≫　区職員は 8 年 4 月 1 日現在の職員総数 2,057 人のうち女性職員が 1,186 人おり、女性職員割合は 57.7%である。管理職に占める女性職員の割合は 26.5%（前年 25.7%）であり、7 年度よりも 0.8%増加した。7 年度の管理職昇任選考における有資格者に占める受験率を男女別にみると、管理職では女性 1.5%、男性 11.6%、主任職における同受験率は女性 33.7%、男性 49.1%となっている事業 3。



女性職員のエンパワーメント支援については、人事課により男女にかかわりなく若手職員キャリア形成支援研修が行われており、7 年度は、昇任試験や公務員としての長期のキャリア形成に重点を置いた内容とし、キャリア形成への意欲向上が図られている。また、職員のキャリア形成への対応やワーク・ライフ・バランスの推進を目的としたメンター制度が運営されているが、7 年度は相談がなかった。メンターの負担や人材育成の難しさ、効果測定等課題あり、見直しを検討している事業 4・5。

研修計画見直しにより、令和 7 年度は全職員向けに重大な人権侵害につながるカスタマーハラスメント対策研修をｅラーニングで実施した。会計年度任用職員を対象とした男女平等参画やワーク・ライフ・バランス、人権に関する研修をｅラーニングなども活用しながら実施した。また、課長補佐職昇任者等を対象とするダイバーシティ推進マネジメント研修、採用 5 年目職員等には、男女平等・共同参画を含むさまざまな人権問題・同和問題に関する研修を行って人権意識を高めた事業 8。

評価

★★

評価の理由

付属機関等や管理職に占める女性比率は徐々に増加する傾向にあり、令和 8 年度は 26.5%となった。係長職の女性割合も 52%となっていることなどから、庁内の男女共同参画はある程度は進んでいる。

しかしながら、メンター制度の見直しが進んでいないことや女性委員がいない付属機関が 3 年連続で 2 機関あること、男女どちらかの委員割合が 30%未満の付属機関等の割合が令和 7 年度には増加に転じたことなど、どの目標値も達成できていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

【中項目】１－２　地域・団体活動の充実と男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

地域の活動や行事での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合　　【50%以上】

提言

○　男女平等・共同参画に資する各種講座の実施方法の工夫や地域活動に関わる各種団体への支援の継続を望む。【事業 9・10・11・12】

価値観や生活スタイルの多様化など変化する社会状況を踏まえ、男女平等・共同参画に資する各種講座の実施にあたっては、様々な状況にある区民が気軽に参加できる曜日・時間帯を工夫してほしい。地域活動や男女平等・共同参画に関する団体への支援も続けてほしい。

○　地域コミュニティ活動の意思決定に関して男女平等・共同参画が推進するよう引き続き努めてほしい。【事業 10】

地域コミュニティ団体（町会・自治会、住区住民会議等）における代表者の女性割合に増加の兆しがある。代表者の決定や活動への参加者は団体が自主的に定めるものではあるが、活動全体にわたって女性の参画が図られるよう、様々な機会を通じて団体への働きかけを継続してほしい。

分析

≪着眼点①≫　地域活動における男女平等・共同参画を促進するための取組みが行われたか

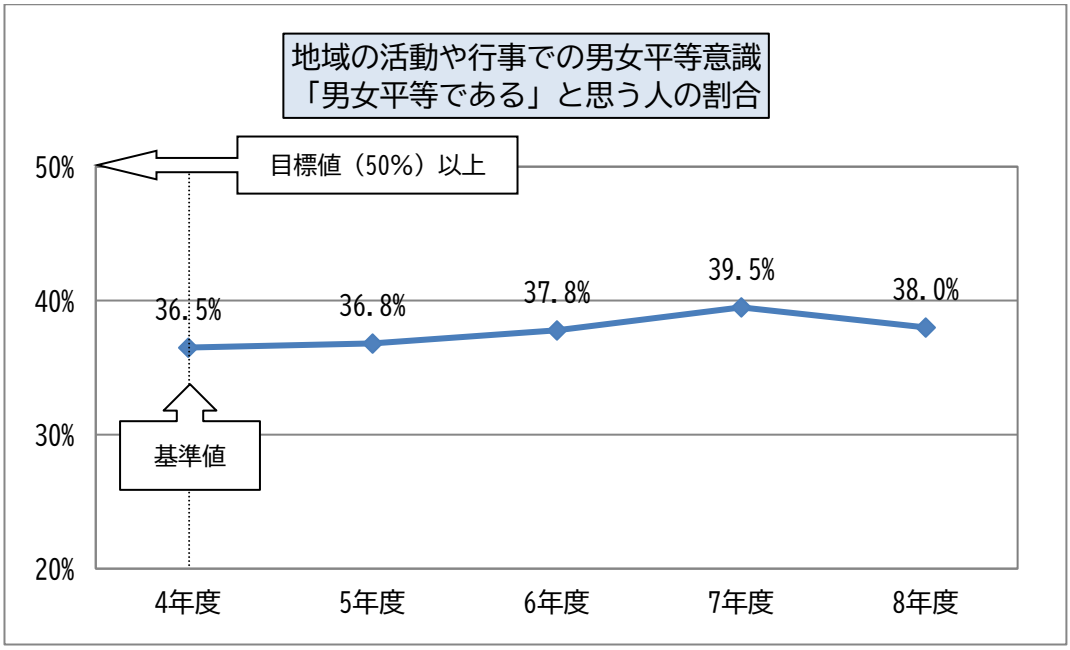
≪分析①≫　男女平等・共同参画センターは、令和 7 年度中、休館していたが、センター講座は、計 9 回開催した。その他、スポーツ教室や出産準備教室、社会教育館講座なども働く男女が参加しやすいように曜日や時間帯を工夫して実施している事業 9。また、地域振興課が事務局となっている日赤奉仕活動における目黒区総合防災訓練や奉仕団員研修会等ではいずれも男性より女性の参加者が多かった。なお、地域活動へは男女の区別なく参加しているが、住区住民会議代表者の女性割合は 22.7%（6 年度 18.2%）、町会・自治会長の女性割合は 15.8%（6 年度 12.2%）と増加が見られた事業 10。

≪着眼点②≫　男女平等・共同参画に関する活動を行う団体への支援が行われたか ***New***

≪分析②≫女性団体リーダー国内研修（参加者 5 名）に対して助成を行った事業 11。申請社会教育学級は学習会の回数が 53 回（6 年度 78 回）、参加者数が 315 人（6 年度 1,080 人）と昨年度と比べて大きく減少した。その他の講師派遣事業については、参加者 180 人（6 年度 81 人）と増加し、特に女性参加者は 6 年度の 69 人から 137 人と大きく増加した事業 12。

≪着眼点③≫　地域の活動や行事での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 50%以上になったか

≪分析③≫　区民意識調査の「地域の活動や行事での男女平等意識」について、「男女平等である」と答えた人の割合は 38.0%（7 年度 39.5%）と減少した。



評価

★★

評価の理由

男女平等・共同参画促進に関する講座や啓発、地域活動団体への支援事業は継続して行われている。一方、男女平等・共同参画センター会議室等の休止により、地域活動団体の活動が一定の制約を受けたことは否めない。

地域コミュニティ活動には女性が多く参加しており、住区住民会議および町会・自治会代表者の女性比率も緩やかに増加している。しかし、その割合は未だ約 2 割弱である。

「地域の活動や行事で男女平等である」と思う人の割合は 30%台後半に留まっており、目標値とは 10%以上の隔たりがあり、また令和 8 年度には減少している。

中目黒スクエア全館に及ぶ改修工事があったことや団体の自主性に関わることであること等、目標達成を困難にする外部要因があったことは理解するが、評価は実績数値を踏まえて判断する必要がある。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】１－３　働く場における男女平等・共同参画の促進

指標の目標値

労働・雇用・職場での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合　　【25%以上】

提言

○　区内事業者に対し、女性活躍推進に向けた働きかけを一層強化してほしい。

区内事業者に対し、様々な機会や媒体を活用して手段・機会を活用して、男女の待遇平等など女性活躍推進に向けた啓発を強化してほしい。【事業 13】

○　女性の起業・就労への支援のための各種取組みを一層効果的に実施・継続してほしい。【事業 14・15・16・17・18】

今回、目標を見事達成できたのはいろいろな取組みを効果的に推進された成果で、大変よかったと思う。この成果を礎とし、女性の起業・就労・人材育成・エンパワーメントに関する事業を引き続き実施してほしい。また、情報提供や講座をより効果的・効率的に実施するため、インターネットの活用をさらに進めてほしい。

○　目標の【25%以上】という数値が、令和 8 年現在の意識からは低いように思う。5 年前には高い目標に思えていたが、区民の意識の変化が予想を超えたものと思われる。次回計画では目標値の設定について見直したうえで進めていただきたい。

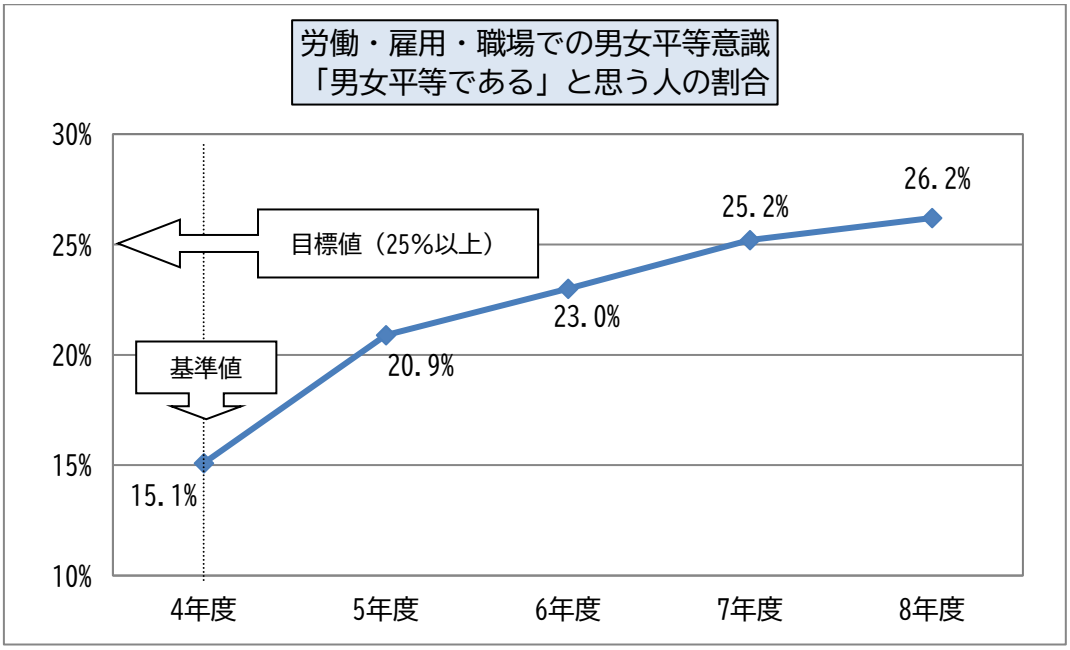
分析

≪着眼点①≫　事業者への女性活躍推進に向けた啓発や女性の起業・就労への支援が行われたか ***New***

≪分析①≫　人権政策課では、区内事業所で常時雇用する従業員数が 300 人以下の企業等が実施するワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会で講師に支払う講師料を助成する制度があるが、問合わせはあったが申込は 0 件であった。産業経済・消費生活課は総合庁舎や区民センターに設置したパンフレット棚にセミナーや講演会等のパンフレットやチラシ等を配置し、啓発や紹介を行った事業 13。人権政策課は、就労チャレンジ支援講座「自分らしく働く！　自営型テレワークの基本と副業・兼業のヒント」実施した（参加者 56 人）事業 14。産業経済・消費生活課は、昨年度に引き続き女性起業セミナー中級編を開催し、延べ 52 人（昨年度 42 人）が参加した。そのほか、産業経済・消費生活課所管の講座では、創業支援・就労支援の塾やセミナーが、オンライン開催又はオンライン併用開催で実施した事業 14。創業相談室においては、女性の相談件数が 94 件（全体 189 件）で、6 年度よりも若干減少した事業 15。ワークサポートめぐろにおける就職ミニ講座は毎月 6 回開催され、延べ参加者数（351 人）は 6 年度（419 人）より減少し、女性参加者数（230 人）も 6 年度（251 人）より減少した。また、女性向けの就職支援セミナーとして「私の可能性発見!女性のためのキャリアの見つけ方」を実施し、15 人（保育 1 人）が参加した。高齢者向けの内職のあっせんでは、男性の登録者数（4 人）は 6 年度と同数であるが、女性の登録者数は 18 人から 17 人に減少した事業 18。

≪着眼点②≫　労働・雇用・職場での男女平等意識 「男女平等である」と思う人の割合が 25%以上になったか

≪分析②≫　区民意識調査では労働・雇用・職場での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が 26.2%となり、前年の 25.2%を超えて 2 年続けて目標値「25%以上」に到達した。



評価

★★★★★

評価の理由

女性の起業・就労・人材育成のための各種講座・相談及び創業等各種融資制度が用意されている。女性起業セミナーではオンラインの参加が可能であるなど、支援事業は着実に充実してきている。また、労働・雇用・職場での男女平等意識の数値は、2 年連続で目標値を超えて増加している。

以上のことから、評価は「達成・十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】１－４　教育及び学習における男女平等・共同参画の推進

指標の目標値

学校教育での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合　　【80%以上】

提言

○　保育、学校教育や生涯学習の場において、男女平等・共同参画に関する啓発活動推進に向けて一層の充実・工夫を望む。【事業 19・20・21・22・23・24・25・26・27・28】

子どもは保育や学校教育の時期を境として次第に社会との接触を拡大させていくが、この時期を出発点とし、その後も人生のあらゆる時期において男女平等・共同参画に関する情報との接点を設けておくことが重要である。そこで男女平等・共同参画に関する授業や講座の一層の充実を図ってほしい。また、講座については内容・開催方法等に更なる工夫を加え、さらに多くの参加者が見込めるものにしてほしい。女性教員については、できる限り管理職選考受験者を増やす取組みを進めてほしい。

分析

≪着眼点①≫　生涯学習において、男女平等・共同参画意識の啓発活動が推進されているか

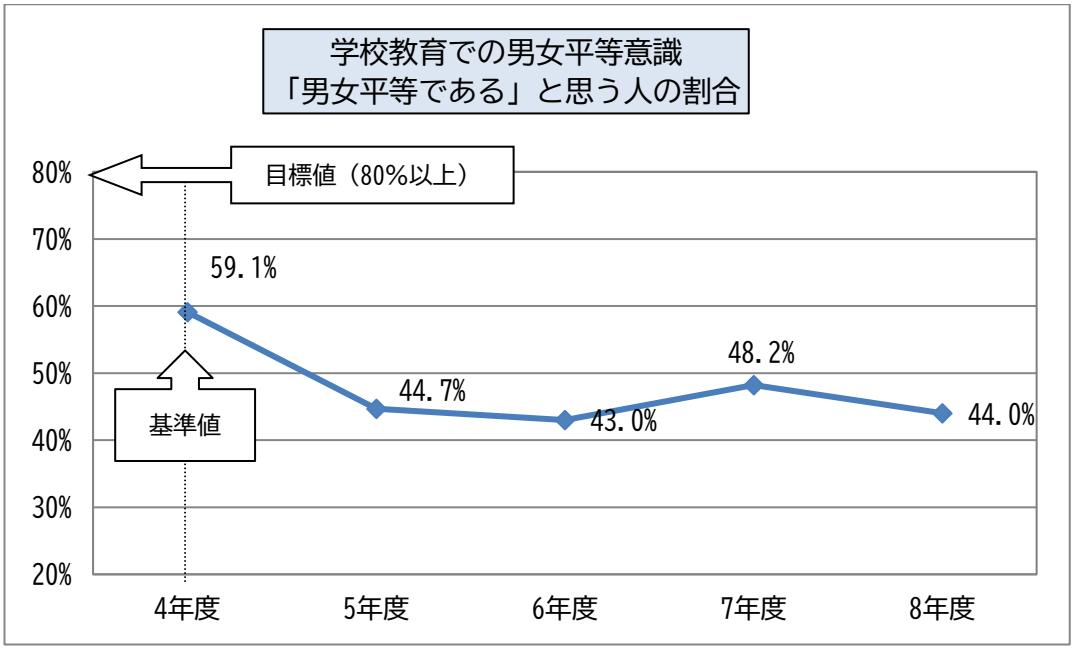
≪分析①≫　道徳科の授業を要とした道徳教育を通して、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うことが求められていることから、区内全小・中学校においては、道徳授業地区公開講座が開催され、道徳科の授業を保護者及び地域の住民に公開することで男女平等教育のための知識・情報を広く伝えた。

また、道徳科授業に関する意見交換会や住民も参加できる講演会が開催され、終了後、学校だよりや各学校ホームページ等を通して情報発信が行われた。事業 19。学童保育では保育の中で児童の役割分担について、常に男女平等の視点を持った事業運営がなされており、認可保育所では新規職員向けの研修の内容に男女平等の視点が取り入れられている事業 20。社会教育館では、昨年、ジェンダー等に関わる講座を実施したが、行政課題について多岐にわたる内容を講座として企画するため、特定の項目を継続して取り上げることは困難であるとのことで、令和７年度については、講座を行わなかった事業 22。

≪着眼点②≫　教育活動において、男女混合名簿の使用を含めた男女平等教育が推進されているか
・学校教育について「男女平等である」と思う人の割合が 80%以上になったか

≪分析②≫　男女混合名簿は全区立小・中学校で継続して使用されている事業 24。教職員を対象とする研修については、目黒区内全教職員必修研修として、前年度と同様、ｅラーニングによる人権教育推進の研修を実施した。本研修では、「男女共同参画社会に向けたアンコンシャス・バイアスについて」や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」に関わる内容を継続して扱い、男女平等・共同参画について教職員の意識啓発を行った。また、教育相談初級研修において、「多様な性にかかわる相談への対応」に関わる内容をテーマとして取り上げ、性別による画一的な役割観を見直す意識啓発を行った事業 25。社会科を中心とする教育活動全体を通じて、男女平等・共同参画の意識を醸成する授業を行った事業 27。

区民意識調査では学校教育での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合が 44.0%となり７年度（48.2%）より減少した。男性又は女性のどちらかに「差別がある」と回答した人の割合は 3.8%と７年度（2.3%）よりも増加した。



≪着眼点③≫　働く場としての学校において、男女平等・共同参画が推進されているか

≪分析③≫　区立幼稚園・こども園、小学校、中学校の管理職（園長・校長、副園長・副校長）の女性割合は、幼稚園・こども園（計 3 園）が 83.3%（5 人／6 人中）で 6 年度と変わらず、小学校が 50.0%（25 人／44 人中）で、6 年度（56.8%）から減少した。中学校では、学校統合による校数減もあり、28.6%（4 人／14 人中）と 6 年度（21.4%）より増加した。小学校に比べると中学校における女性管理職割合は低い状況である。教職員の管理職選考においては、受験者の 27.3%（3 人／11 人中）、合格者の 14.3%（1 人／7 人中）が女性だった事業 28。

評価

★★

評価の理由

保育、教育や生涯学習の場で男女平等・共同参画意識の啓発は継続して実施されており、混合名簿も引き続き採用されている。しかし、中学校においては管理職に占める女性の割合は、一定程度改善したものの依然として低い水準に留まっている。加えて、区民意識調査において学校教育が「男女平等である」と回答した者の比率は 44.0%となり、7 年度より 4.2%ポイント減少し、目標値「80%以上」との隔たりが拡大した。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】１－５　防災における男女平等・共同参画の推進

指標の目標値

防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合　　【50%以上】

提言

○　防災活動における男女平等・共同参画が進むよう更に検討してほしい。【事業 29・30・31・32・33】

防災会議委員の女性比率が低い主な要因は、関係行政機関からの推薦が男性に偏っていることにある。当該機関の管理運営事項であるため難しいこととは理解するが、各機関に対しては、区が男女平等・共同参画を推進していることを説明し、女性委員の推薦を得られるよう継続して働きかけてほしい。

また、区民意識調査では、防災活動において「男女平等である」と回答した者の割合が 28.8%と目標値「50%」を大きく下回っており、経年変化を見ても 30%前後から変化が見られない。防災という重要な分野であるので、これまで以上に性別に偏りなく参画できるように取り組んでほしい。

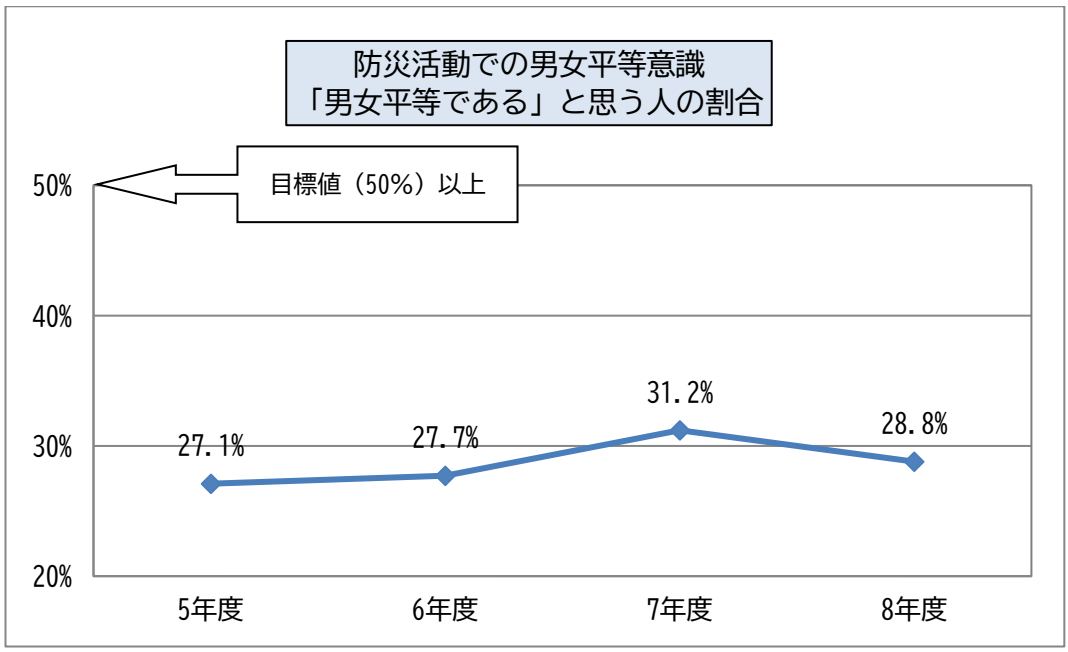
分析

≪着眼点①≫　防災施策に女性の視点を取り入れるための取組みや防災活動への女性の参画を推進する取組みが行われているか ***New***

≪分析①≫　防災会議の委員は 30 人中 25 人が関係行政機関等の特定の職の者に委嘱されており、残りの 5 人は所属団体からの推薦者に委嘱されている。団体に委員の推薦依頼をする際は女性の選出を依頼しており、推薦を依頼した団体からの女性の推薦状況は、6 年度に引き続き 7 年度の改選においても 5 人中 5 人と 5 団体の全てから女性の推薦があり、女性委員の選出につながっている。事業 29。区の「避難所運営協議会の手引き」には男女双方の視点や複数の女性の参画の重要性、避難所運営の構成員に男女の偏りがないよう留意する必要性などについて記述されており、避難所運営協議会の立ち上げ時等に啓発がなされている。また、「地域避難所運営マニュアル」には「性別・ジェンダーへの配慮」の項目において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所の運営および生活スペースの検討について記述している。事業 31。住区住民会議、町会・自治会等で実施する防災訓練等では、男女の区別なく参加者全員が防災器材の取扱方法等を体験し、災害時には地域全体で一致協力して取り組むよう区が指導を行っている（7 年度は 45 回実施）。また、住区住民会議、町会・自治会等からの参加者は訓練前の準備段階から話し合いに参加し、男女どちらも参加しやすいような訓練内容が提案されている事業 32。東京都が主催する女性防災リーダーの育成及び女性の視点を学ぶセミナーについて、区の助成を受けて防災士資格を取得した者を対象に郵送にて啓発活動を行った。

≪着眼点②≫　防災活動での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 50%以上になったか ***New***

≪分析②≫　区民意識調査では防災活動の分野での男女平等意識が「男女平等である」と思う人の割合は 28.8%（7年度31.2%）で減少し、目標値「50%以上」には達していない。



評価

★★

評価の理由

防災における区の各取組みには男女共同参画の視点が取り入れられている。一方、防災会議の委員は依然として男性に偏っている。区民意識調査では、防災活動において「男女平等である」と回答した者の割合は、昨年より減少したうえ、目標値「50%」を大きく下回っている。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

大項目２　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

【大項目の総評】　★★★　ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目 2 は、区民の「ワーク・ライフ・バランス」（仕事と生活の調和）に関する施策の進捗状況を把握するため、区民意識調査において「区民自身のワーク・ライフ・バランスが取れているか」「家事・育児・介護において負担が一方の性に偏っていないか」などを確認し、区の事業実績と照らし合わせながら推進計画を評価する項目である。

区民意識調査によると「自身のワーク・ライフ・バランスがとれている」と思う人の割合は 53.5%と 4 年連続で目標値「50%」を超えている。また、昨年同様に男女の差はほとんどみられず、男性（53.7%）、女性（53.5%）とほぼ同水準となっている。

家庭生活（家事・育児・介護）における男女平等意識についても、「男女平等である」と思う人の割合が 26.2%と目標値「20%以上」を 4 年連続で上回っている。

男性の家事・育児・介護への参加促進に向けた事業や育児・介護に関する相談事業、講座の実施、施設整備など、それぞれの領域において施策は着実に実施されている。

一方、家事分担を「主に妻が行っている」と回答した割合を男女別にみると、共稼ぎ世帯では「男性 12.8%、女性 36.8%」、パートナーがいる世帯では「男性 19.9%、女性 43.6%」と男女間の認識に大きな差がみられる。

この結果をみると、全体としては徐々に「男女平等・共同参画意識」が浸透しつつあるように見えるが、男女間で見るとその認識に大きな差があり、実際の生活場面においても負担が一方の性に偏っている実態があることが推察される。

ワーク・ライフ・バランス推進の面からこのような偏りは好ましくない。今後も継続的な調査・分析が必要である。

従って、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

・～・

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

【中項目】２－１　仕事と生活の両立支援

《★重点評価項目》

指標の目標値

自身のワーク･ライフ･バランスがとれていると思う人の割合　　【50%以上】

提言

○区職員のワーク・ライフ・バランスに資する更なる制度の充実と、区内中小企業等への区のノウハウの展開を望む【事業 37・38・39】

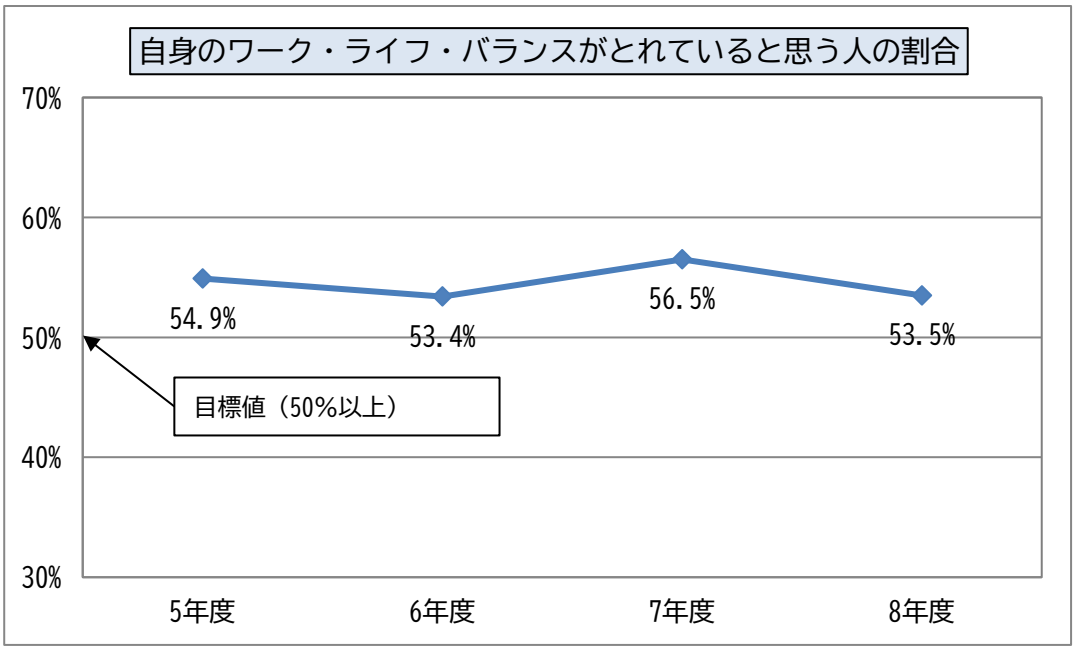
職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」が策定され、テレワークや時差出勤、サテライトオフィスワーク、コラボレーションツールの活用のほか、男性職員の育児休業取得促進など、多様で柔軟な働き方を実現するための制度が導入されている。その結果、男性職員の育児休業取得率は 87.5%となり、年々増加していることは評価できる。

今後は、職員が仕事と生活の調和をより一層実現できる勤務制度（例えばフレックスタイム制等）について、引き続き検討を進められたい。また、区における制度の導入・運用に関する知見や実践事例を区内中小企業等へ共有し、ワーク・ライフ・バランスの推進に資する仕組みについても併せて検討されたい。

分析

≪着眼点①≫　自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が増加しているか ***New***
・自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う人の割合が 50%以上になったか

≪分析①≫　自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思うかについて、「そう思う」と「ややそう思う」と回答した人の割合は 53.5%（7 年度 56.5%）であり、推進計画に設定された目標値「50%以上」に達する結果となったが前年度より減少している。性別ごとにみると男性では 53.5%（7 年度 55.3%）、女性は 53.7%（7 年度 57.1%）と減少している。



≪着眼点②≫　事業者や区職員に対して、ワーク・ライフ・バランスの啓発や支援が適切になされているか ***New***

≪分析②≫　人権政策課は、区内に事業所を置き、常時雇用する従業員数が 300 人以下の企業や団体がワーク・ライフ・バランス推進啓発講座、研修会を実施する際の講師料を助成する事業を実施している。7 年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことなどにより当該申請は 0 件であった。事業 36。

他方、人権政策課が区民向けに就労支援チャレンジ講座も開催しており（参加者 56 人）、事業者と区民の両方に向けた啓発を行っている事業 35・37。区職員への支援としては、時差出勤制度とともに、モバイルワーク（自席外でのテレワーク）の運用も継続実施した事業 38。「職員のワーク・ライフ・バランス推進計画」に基づき、職員の育児と仕事の両立不安解消のための取組みや働き方改革の推進を行い、男性職員の育児休業取得率は 87.5%（6 年度 71.0%）となっている事業 39。

評価

★★★

評価の理由

「自分自身のワーク・ライフ・バランスがとれていると思う」人の割合が全体・男女別ともに目標

値「50%以上」を上回って目標値を上回っているものの、割合はいずれも前年度を下回った。事業についてはワーク・ライフ・バランス推進のための研修会等講師謝礼の助成申請件数は再び０件となった。

一方、ワーク・ライフ・バランス推進啓発講座も引き続き行われており、区職員において多様で柔軟な働き方を実現するための環境整備が進みつつある。

以上のことから、評価は前年より星一つ減の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】２－２　男性の家事・育児・介護への参加促進

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】
共働き家庭での家事分担「主に妻が行っている」人の割合　　【15%以下】

提言

○　男性の家事・育児・介護参画や知識・技術の習得を促進する事業について、より効果的な情報発信や講座等の工夫を望む【事業 40・41】

区民意識調査で、家庭生活における男女平等意識が目標値を上回る水準にある一方、家事分担においては「主に妻が行っている」と回答する割合が増加傾向にある。この改善に向けて、男性向けの家事・育児・介護への参画意識の醸成やその知識・技術を習得する講座をより一層充実させることを望む。

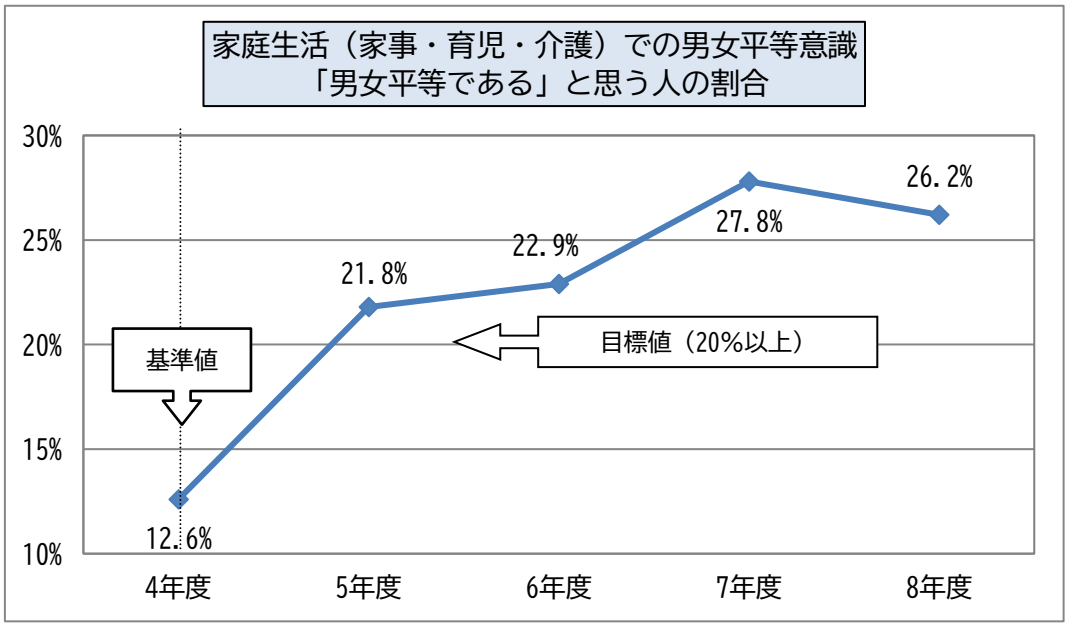
また、区民意識調査によると、分担が一方の性別のパートナーに偏らないようにするためには、「両立できる勤務制度や職場環境」に次いで「パートナーや家族間でのコミュニケーションを良く図ること」の回答が多くみられた。家庭内のコミュニケーションの充実は行政のみで実現できるものではないが、男女平等・共同参画の意識づくりや行動につながる事例等について効果的に情報発信の充実を図られたい。

分析

≪着眼点①≫　家庭生活における男女平等・共同参画が推進されたか

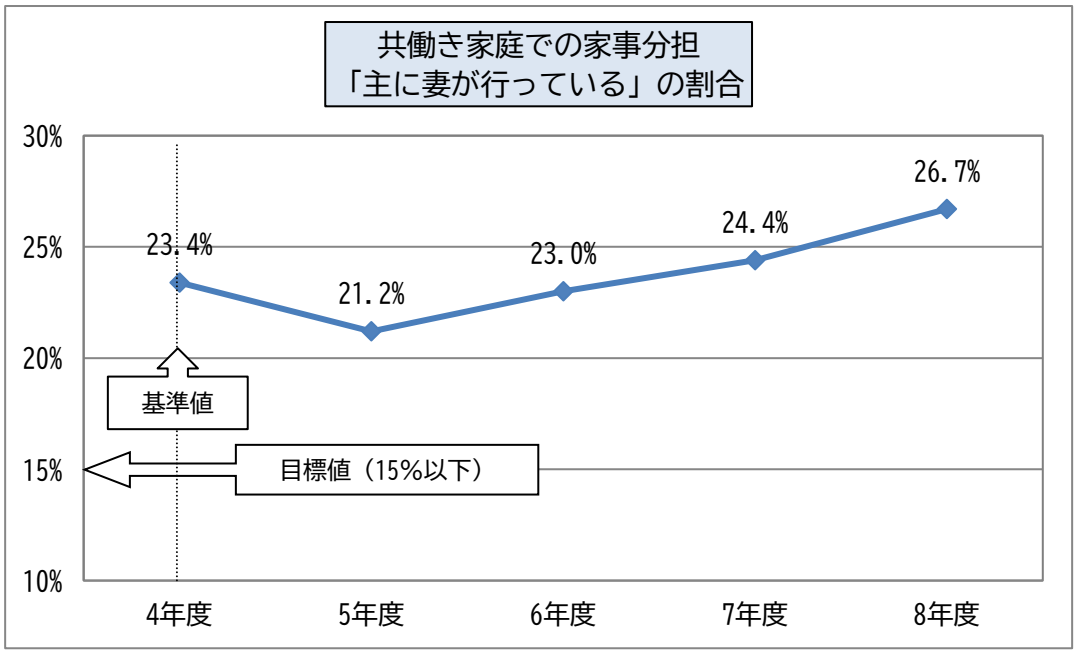
・家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合が 20%以上になったか
・共働き家庭で、家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が 15%以下になったか
・家事を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫　家庭生活（家事・育児・介護）において「男女平等である」と答えた人の割合は 26.2%と前年度（27.8%）より減少しており、令和 5 年度以降は目標値「20%」を上回っている。ただし性別ごとにみると、女性 18.8%、男性 35.2%であり、男女間で大きな認識の差がある。また約 3 割の人は「わからない」と回答している。



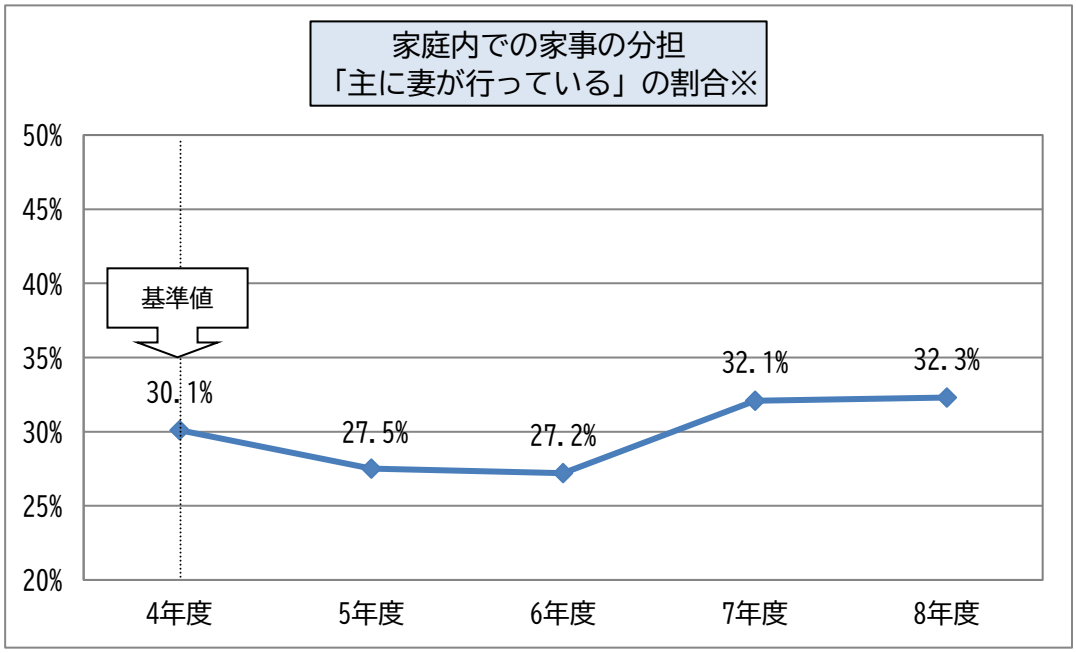
推進計画で設定されたもう一つの指標である共働き家庭での家事分担については、回答者全体で 26.7%となり、5 年度から増加傾向が続いている。その割合を性別で比較してみると、女性

（36.8%）が男性（12.8%）の約 2.9 倍で男女間の認識に大きな差がある。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

配偶者（事実婚の異性パートナーを含む）がいる家庭での家事分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は 32.3%であった。6 年度（32.1%）との比較では 0.2 ポイント増であるが標本誤差の範囲内である。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

≪着眼点②≫　男性の家事・育児・介護への参加を促進するための啓発や支援が行われているか ***New***

≪分析②≫　人権政策課では、男性向けの子どもとの遊び方指導（歌・絵本）及び男女参画の視点を生かした家事育児分担のあり方を学ぶ「男性向け家事育児講座」を実施した（参加者 12 人）事業 40。保健予防課と碑文谷保健センターでは、どちらかが初めて親になるかたを対象に赤ちゃんを迎える心構えの講義・沐浴実習・妊婦体験等を実施する出産準備教室を合計 105 回（6 年度 108 回）開

催した。男性向けに特化してはいないが、乳幼児健診等に同行した男性へ、育児や介護の知識や技術の情報提供を行った。福祉総合課では家族介護教室を実施し、参加者は、女性 107 人、男性 14 人であった事業 41。

評価

★★

評価の理由

男性の家事・育児・介護への参加促進のための講座や教室は着実に行われている。

一方、区民意識調査において、単身者を含む回答者全体において、家庭生活（家事・育児・介護）での「男女平等である」と答えた人の割合は 26.2%で、目標値「20%以上」を上回るものの前年度（令和 7 年度）より減少している。性別で見ると女性（18.8%）は男性（36.2%）より 17.4 ポイント低く、男女間の認識さが大きい。

共働き家庭を抽出した場合の全体（男女）の家事分担を見ると「主に妻が行っている」の回答割合（26.7%）は目標値「15%以下」を達成していない。

家事分担を「主に妻が行っている」と回答した割合を男女別にみると、共稼ぎ世帯では「男性 12.8%、女性 36.8%」、パートナーがいる世帯では「男性 19.9%、女性 43.6%」と男女間の認識に大きな差がみられる。

男女間で家事負担に関する認識に大きな差がみられることが、その一因である可能性が考えられる。これらを勘案すると、男性の家事・育児・介護への参加が十分に進んでいないことがうかがえる。

以上のことから、評価は「不十分」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】２－３　子育て支援の充実

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

提言

○　**ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた子育てサービスの充実をさらに進めてほしい。**

【事業 42・43・44・45・46・47】

保育園入所待機児童ゼロを維持しているが、学童保育クラブ入所待機児童は引き続き増加傾向にある。増加する需要に適切に対応するとともに、様々な「子育て支援サービス」のさらなる充実を図られたい。

○　**子育てサービスに関係する各課が連携し、支援策が相互に連携し、より相乗的かつ効果的な支援となるよう進めてほしい。**

【事業 48・49・50・51・52・53・54・55・56・57】

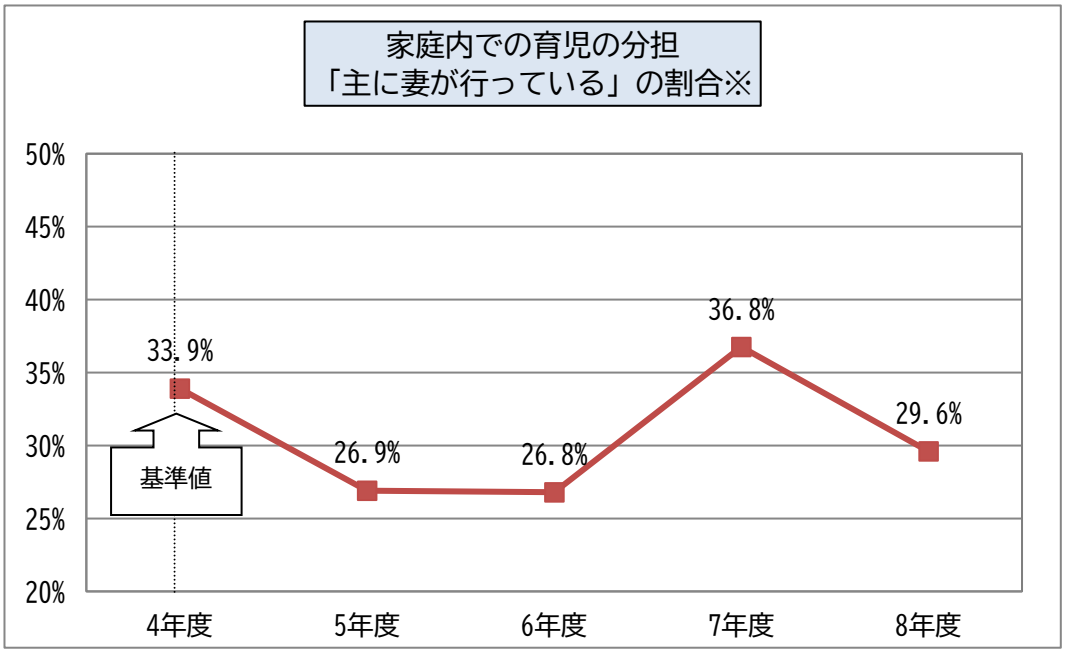
ひとり親家庭への支援、はじめての子育ての集い、自主保育グループへの支援や妊娠出産や子育て相談、子育てスーパーバイザー、家事育児支援ヘルパー派遣、地域教育懇談会、子育てふれあい広場、子育て情報ポータルサイト運営など、現在、行われている様々な事業の継続的な実施とさらなる充実を図ってほしい。

分析

≪着眼点①≫　子育てにおける男女平等・共同参画が推進されたか

・育児を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫　配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭で育児を「主に妻が行っている」と回答した人の割合は 29.6%と、7 年度（36.8%）と比べ 7.2%減少した。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

≪着眼点②≫　男女が共に就労や社会参加と子育てとを両立できるための支援は推進されているか

≪分析②≫　育児支援の要である保育所については、認可保育所数（98 園）は 6 年度と同数であった。延長保育は全ての認可保育所で実施されている。認定こども園（2 か所）についても 6 年度とほ

ぼ同様の運営状況となっている事業 42。病気等で一時的に保育を必要とする場合に区立保育所で就学前の子どもの保育を行う緊急一時保育は、利用件数が 57 件（前年 56 件）と 6 年度より微減したが、延べ利用日数は 793 日から 748 日に減少した。利用理由は保護者の「病気」が最も多くなっている事業 43。第二期民営化計画により、7 年 4 月から、東山児童館・学童、東山第二学童、東山第三学童を民間事業者に委託し、サービスの拡充を図った(入所児童数：6 年度 2,508 人、7 年度 2,558 人)。しかし、学童保育クラブの入所待機児童数は増加傾向にある（6 年度 205 人、7 年度 246 人）事業 44。

≪着眼点③≫　ひとり親家庭に対する支援は推進されているか

≪分析③≫　ひとり親家庭に対する各種支援は引き続き行われている。母子相談は 1,552 件(含む：父子 9 件)と 6 年度（1,319 件）より増加した。母子及び父子福祉資金の貸付も 17 件と 6 年度（15 件）より増加した事業 48。ひとり親家庭に対する居住支援事業として家賃助成が行われており、7 年度は新規 34 世帯を含む 86 世帯（6 年度 65 世帯）が助成を受けている事業 50。

≪着眼点④≫　女性に偏りがちな子育てを地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

≪分析④≫　地域保健課では、保護者同士の交流を目的に「はじめての子育ての集い」が実施されており、参加者数は 499 人と 6 年度（581 人）より減少した事業 52。妊娠期から子育て期にわたる支援として保健師、助産師、看護師の専門職が面接し、妊娠・出産、子育てについての相談を行う「ゆりかごめぐろ」や、産後ケア事業も引き続き行われている。また、関係機関連携会議や子育て世代包括支援センター連絡票送付により情報共有した。事業 53。子育てに関する相談については、子育てふれあいひろば事業の利用者は 12,591 人（7 年度 11,627 人）に増加したが、ひろば相談は 271 件（6 年度 373 件）47 件減少 102 件した。こども家庭センターによる相談（718 件）と 6 年度より 83 件減少している事業 54。区内にある子育てひろば運営者による連絡会が開催され、相互の事業内容の紹介や相談事例のディスカッションを通じて利用者の声を反映した事業の実施に取り組んだ事業 56。

評価

★★★★

評価の理由

保育園入所待機児童数ゼロは継続して維持されており、学童保育クラブについては、待機児童数は増加しているものの、サービスの拡充により入所児童数も増加させるなど一定の成果が認められる。子供関連の相談件数が減少する一方、子育てふれあいひろば利用者は増加しており、父親の利用が増加している。家庭内での育児の分担で「主に妻が行っている」割合が大きく減少しており、目標値である「20%以上」を達成している。

以上のことから、評価は前年より星一つ増の「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】２－４　介護支援の充実

指標の目標値

家庭生活（家事・育児・介護）での男女平等意識「男女平等である」と思う人の割合【20%以上】

提言

○　介護施設の整備促進と在宅介護への支援及び健康維持に資する事業の充実を望む。

【事業 58・66・69】

特別養護老人ホームは整備が進められているものの、未だに 500 人を超える待機者がいる。特養ホーム等施設整備を進めつつ、自宅・地域で日常を過ごせるよう、できる限り健康を維持し、施設入所を必要としない状態をできる限り維持できるよう支援することが重要である。

老人クラブ等生きがい支援やシルバー人材センターの会員増強、健康や介護の相談・教室、住宅改修や在宅ヘルパー等在宅支援事業、就労支援、自立訓練等様々な支援策が行われているが、介護に関わるサービス需要の変化を的確に把握し、一層充実した支援となるように取り組まれたい。

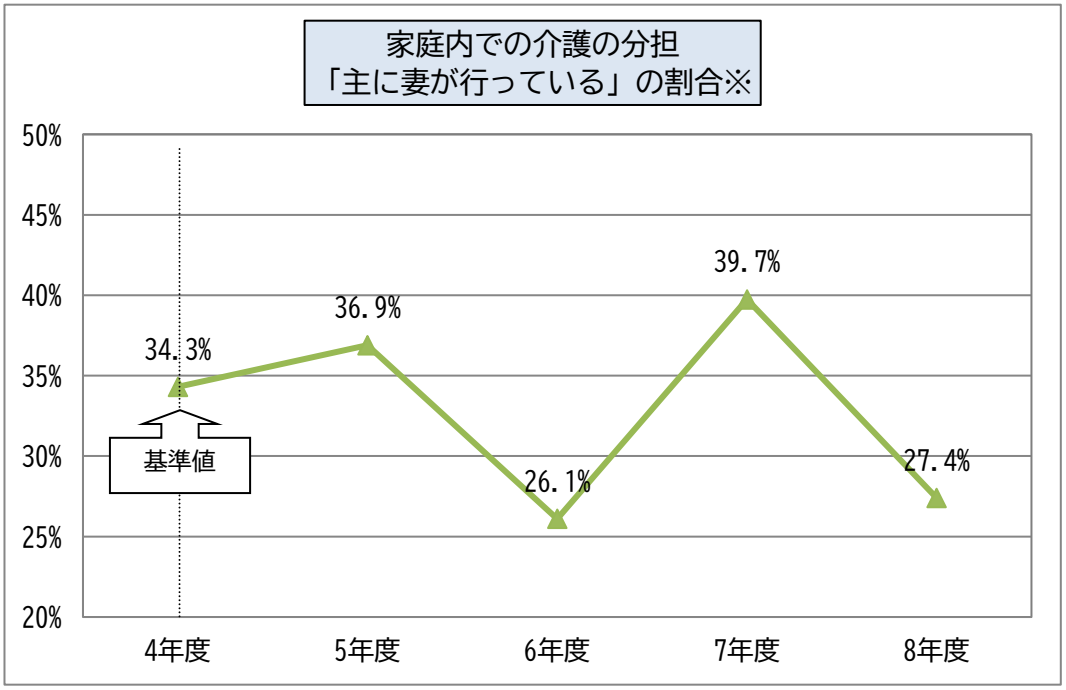
また、介護者の会や家族会、談話会といった介護者同士の交流支援事業も大切であることから、これらについても参加者の要望を踏まえながら支援の充実を図られたい。

分析

≪着眼点①≫　介護における男女平等・共同参画が推進されたか

・介護を「主に妻が行っている」と回答する人の割合が年度ごとに減少しているか

≪分析①≫　配偶者（事実婚の異性パートナーを含む。）がいる家庭での介護分担については、「主に妻が行っている」と回答した人の割合は 27.4%であった。7 年度には増加したものの、再び減少して基準値を下回った。



※区民意識調査結果から「該当なし」と回答した人を除いて割合を算出

≪着眼点②≫　高齢者や障害者の自立支援と社会参加のための事業は適切に行われたか ***New***

≪分析②≫　高齢者センターでは健康相談の実施を通じて必要な方に相談機関を紹介し、各機関と連携している事業 58。権利擁護センターにおける各種相談も引き続き実施されているが、7 年度は日常生活自立支援事業に関する相談が大きく減少した事業 59。居住支援については、居住継続家賃助成、高齢者福祉住宅の提供、住宅設備改修給付などが引き続き行われており、利用状況も概ね 6 年度と同様であった。福祉総合課では住宅確保要配慮者の居住支援に係る総合的な相談支援業務が実施されている事業 60・61・62。高齢者の生きがい支援として高齢者センターで各種事業が行われている事業 63。障害者の自立支援と社会参加の促進については、障害者の一般就労を促進するために就労面と生活面の一体的な支援や、自立訓練として生活訓練と機能訓練のサービスが提供されている事業 64・65。

≪着眼点③≫　女性に偏りがちな介護を地域全体で支える仕組みづくりが推進されているか

≪分析③≫　地域における包括的な介護支援として介護に関する相談や高齢者保健福祉サービスなどの情報提供を行い、相談を行う中で介護保険サービスの利用や必要に応じた訪問保健相談事業の導入などを実施した。家族介護教室は、7 年度同様、6 回開催したが、延べ参加者数は 121 人で女性参加者が増加した（6 年度 71 人）。特別養護老人ホームの入所者数は 895 人（6 年度 925 人）で 30 人減少した。入所待機者数は 563 人（6 年度 539 人）に増加し、依然として多くの人が入所待機している状況である。障害者等からの様々な相談対応、障害者サービス等に関する必要な情報提供、権利擁護に必要な援助等は、特定相談支援事業所（4 事業所）に委託して実施している。障害者支援課では家族介護を日常的に無理なく継続できるよう、相談者の立場に立ったきめ細やかで効果的な障害福祉サービスの活用や介護環境の改善について、助言・サービス紹介等を行い、男女問わない介護者の負担軽減が図っている。在宅レスパイト・就労等支援事業の利用回数はレスパイト 682 回、就労等支援 222 回であった事業 66。家族介護者の交流を促進するため、福祉総合課では介護者の会の運営支援を行い、区内 5 か所で 60 回開催した。障害施策推進課では医療的ケアが必要な重症心身障害児や家族の交流活動を自発的に行っている団体（家族会）の活動支援を行い、ポニー乗馬や音楽療法などを実施した。区の発達障害支援拠点「ぽると」では、発達に課題のあるかたのご家族を対象に、発達障害について学ぶ勉強会、家族同士の悩みや情報等を共有する談話会が計 3 回、発達障害のあるこどもの保護者向け連続講座を 7 回開催した事業 69。

評価

★★★

評価の理由

女性に偏りがちな介護負担の軽減を図る仕組みや高齢者・障害者の社会参加及び自立を支援する事業は着実に実施されている。新たな施設整備が進められているが、特別養護老人ホームの入所待機者数が 20 人以上増加している。

目標値「20%以上」は達成しており、介護を「主に妻が行っている」と回答した人の割合についても大幅に減少する一方、男女とも「主に妻で、夫が一部分担している」が大幅に増加した。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題はある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

大項目３　人権と性の多様性が尊重される社会の形成

【大項目の総評】　★★★　ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある

大項目 3 は、人権と性の多様性が尊重される社会の形成に関する施策の進捗状況を確認するため、区民意識調査において「固定的な役割分担意識」や「身体的暴力の被害経験者の割合」等を確認し、区の事業実績と照らし合わせながら、推進計画の評価を行う項目である。

中項目 1 では、差別に関する意識の改革と理解促進を目標としている。固定的な性別役割分担意識に「反対」、「どちらかといえば反対」とした人の割合が 74.2%（7 年度 73.0%）に増加したが、目標値（90%以上）には達していない。

重点評価項目である中項目 2 は、配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援を目標としている。身体的暴力の被害経験者が 4.0%（7 年度 3.7%）になり増加傾向にある。目標値がゼロであることを考えると、評価は消極的なものになるが、他方で、暴力被害を訴えることができる環境が整いつつあるともいえる。被害を可視化、把握できるようになっていること自体は、評価すべきである。

中項目 3 は、女性への暴力やハラスメントの根絶が目標である。セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合は 7.4%（7 年度 9.8%）より減少し、基準値を初めて下回ったが目標値ゼロは達成できていない。目標値ゼロは、中項目３と同様であるが、それについては後述する。職場での被害経験者の割合は増加している。暴力に関する相談の件数は、前年度から急増しているものもあり、喫緊の課題である。この点も、中項目２と同様に、被害を把握できているプロセスに注目すれば、深刻な問題に取り組む糸口を掴んでいると評価できる。

中項目 4 は、生涯を通じた包括的な健康支援が目標である。考え方の柱となるリプロダクティブ・ヘルス/ライツの認知度は低いものの、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考えている人の割合は、目標値（70%以上）に届いていないが 58.5%と基準値（55.1%）を超え、増加傾向にある。産後への支援事業等の充実は高い需要に応えていると評価できる。今後も需要に応えてほしい。

中項目 5 は、性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援を目標とする。性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は、調査開始（5 年度）から減少したままである。

区は、深刻かつ喫緊の課題について、非常に重要な事業を展開していることを評価する。現場で対応されている方々に敬意を表したい。暴力やセクハラ被害、DV などが将来的にゼロになることは究極的な目標であるが、そこに至るまでのプロセスや取組みも重要である。今後は、そうした複合的な観点から評価することのできる目標値の設定も、求められると考える。今後も効果的な施策展開を進めてほしい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

・～・

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

【中項目】３－１　性差に関する意識の改革と理解促進

指標の目標値

固定的な性別役割分担意識「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合　　【90%以上】

提言

○　一層進展するＤＸ社会において性差に関する意識改革に必要な情報リテラシーの習得を目指し、学校教育、生涯学習などあらゆる場において、教育・啓発を効果的に進めてしてほしい。【事業 70・71】

学校教育において、児童・生徒に対し、令和 7 年に改正した「目黒区中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用し、インターネット上の誤った又は偏った情報をめぐる問題を含め、情報モラルを理解させるなど、情報社会で適正な行動を行う考え方と態度を学ぶという重要な教育が行われている。一方、ＤＸ化も急速に進んでおり様々な情報が氾濫している。こうした中、性差に関する意識改革に必要な情報リテラシーの習得ができるよう、一層の教育・啓発を取り組んでほしい。

7 年度は男女平等・共同参画センターのある中目黒スクエアの改修工事があったことから、事業展開が難しかった面もあるが、区民意識調査を見ると固定的な性別役割分担意識「反対」「どちらかといえば反対」と思う人の割合が 7 年度から 1.2 ポイント増加し、一方で「賛成､」「どちらかといえば賛成」と思う人の割合が 7 年度より 0.8 ポイント減少した。

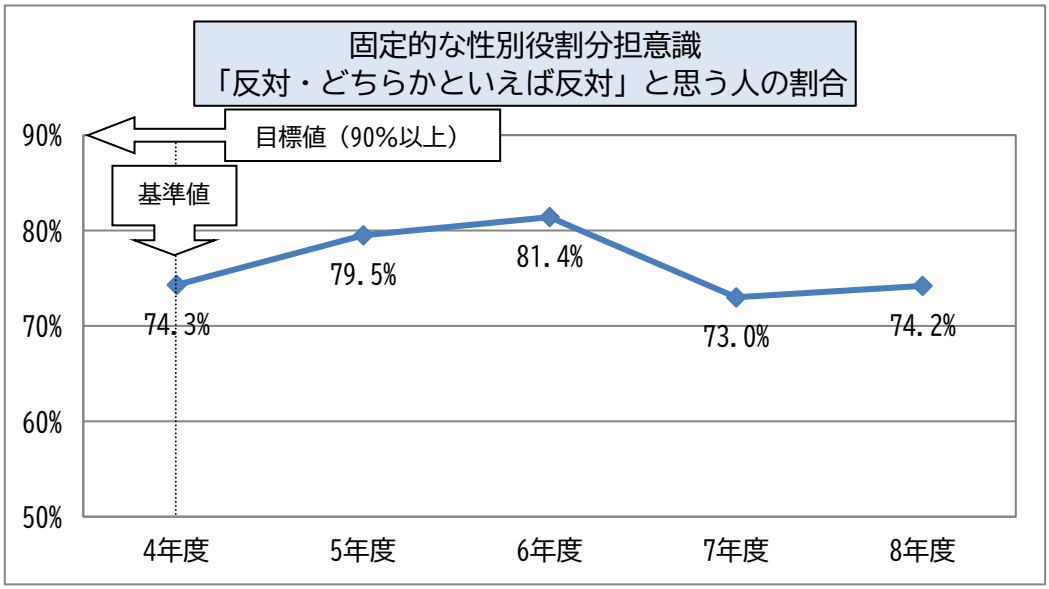
区民意識調査にほとんど変化がない状況や急速なＤＸ社会の進展を踏まえ、積極的にＩＣＴを取り入れた、効果的な啓発事業を期待する。

分析

≪着眼点①≫　　固定的な性別役割分担意識は改善したか

・固定的な性別役割分担意識に「反対・どちらかといえば反対」と思う人の割合が 90%以上になったか ***New***

≪分析①≫　区民意識調査では固定的な性別役割分担意識に「反対」(41.4%)、「どちらかといえば反対」(32.8%）と回答した人の割合は 74.2%（7 年度 73.0%）となった。6 年度は 81.4%まで増加したものの、7 年度から 70%台前半で推移している。目標値「90%以上」（前期計画は 70%以上）に引き上げられおり到達できていない。「反対」及び「どちらかといえば反対」と回答した女性は 80.7%（7 年度 78.4%）であるのに対し、男性は 66.7%(7 年度 65.9%)と男女間に 14 ポイントの意識の差がみられる。



≪着眼点②≫　メディア・リテラシー向上への取組みは固定的な性別役割分担意識の改革や理解を促進したか ***New***

≪分析②≫　学校教育では情報モラル教育としてインターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含め、情報の収集、発信における個人の責任や情報モラルについて理解させるため、「目黒

区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用して教育の充実を図っており、その際、男女の役割分担を固定的に捉える意識の解消などを含め、適切に判断できるよう指導が行われている事業70。人権政策課では、令和6年度に男女共同参画週間講座として「一人一人が自分らしく生きられる仕組み作り」を実施したが、令和7年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が施設改修中のため当該講座は実施せず、区の公式ウェブサイトにてメディア・リテラシーに関する情報提供を行った事業71。

評価

★★★

評価の理由

学校教育の場において、男女の役割分担を固定的に捉える意識の解消に向け、「目黒区小・中学校情報モラルモデルカリキュラム」を活用して指導が行われた。

一方、区民意識調査によると固定的な性別役割分担意識に「反対」及び「どちらかといえば反対」と回答した人の割合が74.2%（7年度73.0%）と増加に転じたものの、目標値(90%以上)には届かず、特に男女間の意識差は14.0%（7年度12.5%）に拡大している。

男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が施設改修中のため、事業実施が難しかったことも影響していると考えられる。

以上のことから、評価は7年度同様の「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6年度・7年度）

区民意識調査報告（7年度・8年度）

【中項目】３－２　配偶者等からの暴力の根絶及び被害者支援

《★重点評価項目》

指標の目標値

身体的暴力の被害経験者の割合　　【ゼロ】

提言

○　ＤＶの未然防止のための啓発活動及び被害者の相談・保護及び自立支援の取組みを継続的に実施されたい。【事業 72・73・74・75・76・77】

デートＤＶ防止出張講座や女性への暴力防止講座、ＤＶ相談、被害者の緊急一時保護、自立支援など様々な施策が展開されていることは評価できる。しかし、身体的暴力の被害経験者割合は増加傾向にあり、深刻な問題である。「暴力は犯罪である」との意識づくりなどＤＶの根絶に向けて取組みを継続してほしい。

分析

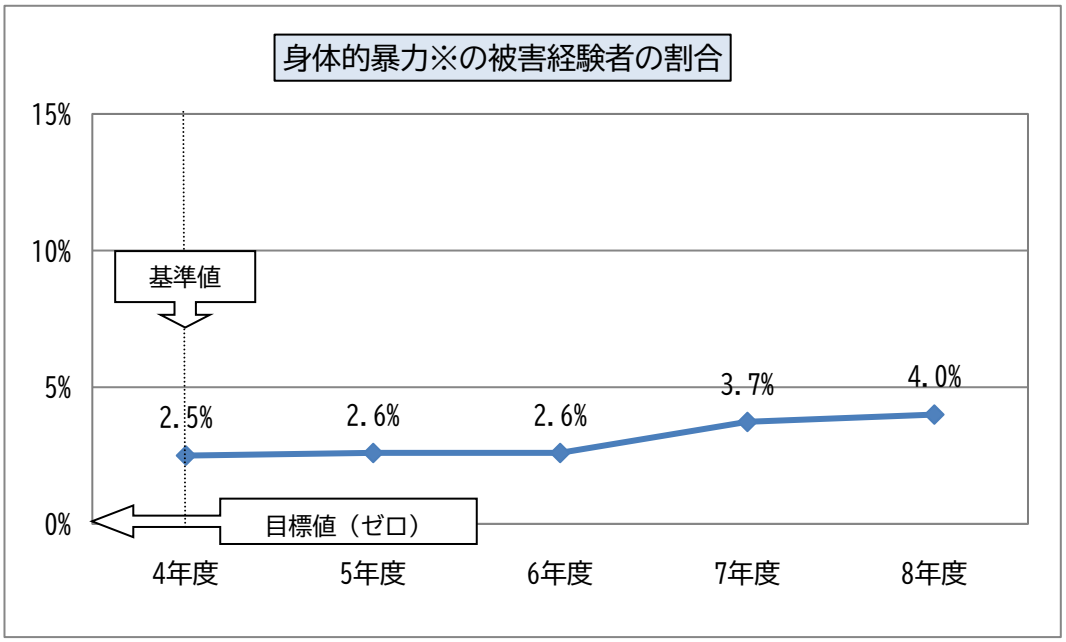
≪着眼点①≫　ＤＶの未然防止と早期発見に向けた啓発事業は充実しているか

≪分析①≫　総合庁舎のトイレへの相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」の設置や総合庁舎西口ロビーでの女性への暴力防止パネル展を通して啓発に努めた。女性への暴力防止講座「配偶者暴力に（DV）に負けない知識」をオンライン開催した。また、ＤＶ被害者に対して、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を実施した事業 72。目黒区立第十中学校、東山中学校において、デートＤＶ防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）を実施し、デートＤＶについても啓発を行った事業 73。

≪着眼点②≫　ＤＶの被害経験率は低下しているか

・身体的暴力の被害経験者の割合はゼロに近づいているか

≪分析②≫　区民意識調査において、パートナーからの身体的暴力が「何度もあった」、「一、二度あった」と回答した人を合わせた割合は 4.0%（7 年度 3.7%）であり、標本誤差の範囲内ながら 7 年度よりも割合が増加した。



※過去 1 年間にパートナー（配偶者、事実婚のパートナー、同性パートナー、交際相手）から受けた身体的暴力

≪着眼点③≫　ＤＶ被害者支援事業が「相談」から「自立支援」に至るまで充実したものとなり得ているか

≪分析③≫　ＤＶ被害者からの相談は関係各課による対応が行われている。区民の声課では法律相談等のＰＲがされており、人権政策課ではこころの悩みなんでも相談、法律相談、からだの相談、ＬＧＢＴ相談が実施されている。こころの悩みなんでも相談のうちＤＶに関連する相談件数は177件（6年度136件）であり、6年度より増加した。地域保健課では、ＤＶ等の相談窓口を明示したリーフレットや携帯用カードを配置し、健診や訪問等の日常業務において相談しやすい環境づくりに努めている。保健師によるＤＶに関する訪問、面接、電話は18件（6年度5件）であり、6年度より件数が増加した。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら課題の解決に向けた支援を行った。ＤＶ・虐待に関する相談件数は379件（6年度321件）と6年度より増加した。生活福祉課では生計が困難な人や今後の生計に不安を感じている人等に対して関係機関と連携した生活保護相談を実施している。ＤＶに関する相談は0件（6年度6件）となった。子ども若者課の女性相談のうち、ＤＶに関するものは64件（6年度35件）あり、個別の相談内容に応じた関係機関の紹介を行った事業74。ＤＶ被害者等の緊急一時保護事業を実施し、11世帯延べ269日（6年度10世帯 延べ206日）と利用が増加した事業76。

≪着眼点④≫　ＤＶ防止及び被害者支援の各事業において、関係機関、団体等との連携は強化されているか

≪分析④≫　東京都や東京ウィメンズプラザ等とは各種調査への協力や情報共有などを通じて連携を図っている事業77。目黒区ＤＶ防止関係機関連絡会議においては区の関係所管課や警察、社会福祉協議会、こころの悩み何でも相談の相談員等の関係機関と連携を図り、各関係所管課及び各関係機関がＤＶ対応においてどのような取組みを行っているかなどの情報交換や課題について意見交換をしている事業78。

評価

★★

評価の理由

総合庁舎女性トイレへの「相談カード」の設置、中学生を対象としたデートＤＶ防止出張講座の継続実施、「相談」から「自立支援」に至るまでのＤＶ被害者支援事業についても、各所管課の窓口において着実に実施しており、ＤＶ被害者等の緊急一時保護事業も行っている。

しかしながら区民意識調査ではパートナーからの身体的暴力の被害経験者割合が4.0%（7年度3.7%）と上昇傾向にある。関係各課を通じたＤＶ被害についての相談は、全体的に7年度に比べて増加していること（例：区民の声課のDV相談は7年度177件（6年度136件））は、重い現実を示している。そのことと目標値ゼロを照らし合わせれば、評価は消極的になってしまうが、こうした深刻な問題を把握できるようになっていること、相談がしやすくなっていること、声を拾いやすくなっているということは、本来は評価すべき事柄である。

以上のことから、評価としては6年度と同様「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6年度・7年度）

区民意識調査報告（7年度・8年度）

【中項目】３－３　女性への暴力やハラスメントの根絶

指標の目標値

セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合　　【ゼロ】

提言

○　セクシュアルハラスメント被害経験者の割合ゼロに向けて、職場での被害防止対策として区内事業者への積極的な啓発に、引き続き取り組んでほしい。【事業 81・82・83・84・85】

セクシュアルハラスメント被害は 6 年度までは上昇傾向にあったが、その後減少して基準値（4 年度）を下回って減少している。一方、そのハラスメントを受けた場所は男女とも「職場」が最も多く増加傾向にある。調査対象者の勤務先は必ずしも区内事業者ではないが、被害経験者ゼロに向けて、全区内事業者に対する啓発を継続してほしい。

○　女性に対する暴力やハラスメントの根絶を目指した啓発及び相談事業等の更なる充実を期待する。【事業 79・80】

今後も、女性に対する暴力ハラスメントの根絶への取組みが継続されることを期待する。

分析

≪着眼点①≫　女性に対する暴力の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか ***New***

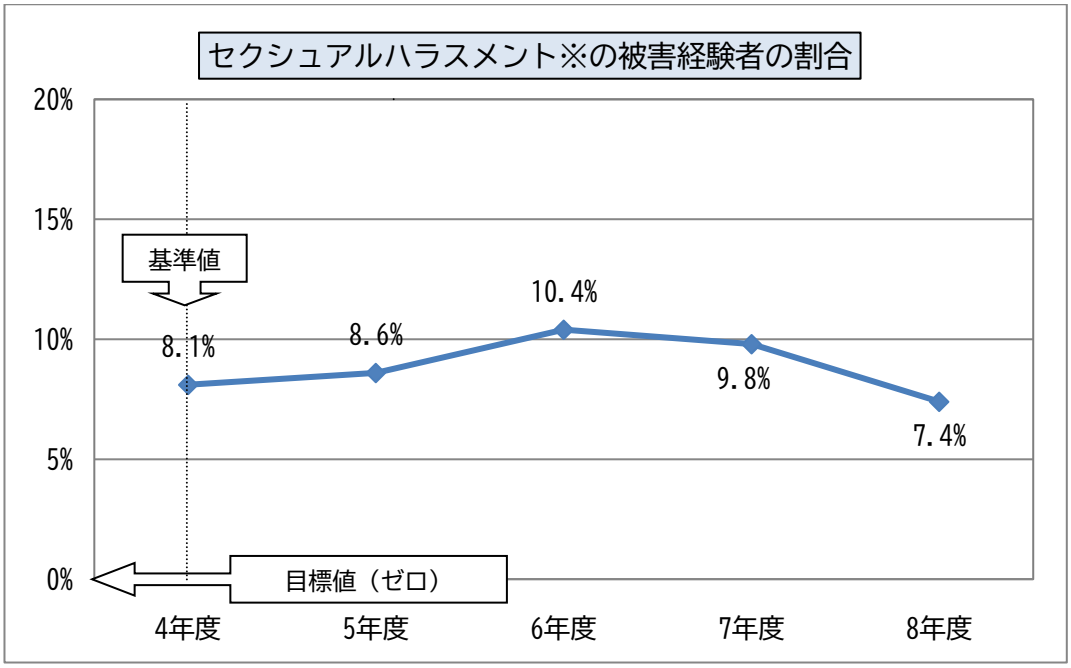
≪分析①≫　総合庁舎のトイレへの相談カード「ひとりで悩んでいませんか？」の設置や総合庁舎西口ロビーでの女性への暴力防止パネル展を通して啓発に努めた。女性への暴力防止講座「配偶者暴力に（DV）に負けない知識」をオンライン開催した。民生・児童委員、介護支援専門員、介護サービス事業所職員などを対象とした「高齢者虐待防止地区研修会」を開催し、参加者は延べ 112 人（6 年度 168 人）だった事業 79。

相談事業では、人権政策課のこころの悩みなんでも相談のうちＤＶ以外の暴力についての相談件数は 177 件（6 年度 36 件）あり、6 年度より増加した。人権政策課はこころの悩みなんでも相談の相談員との懇談会を開催して相談事業の充実を図っている。福祉の総合相談窓口では地域包括支援センターや専門機関などと連携しながら、課題の解決に向けた支援が行われている。ＤＶ・虐待に関する相談件数は 379 件（6 年度 321 件）と増加した。高齢福祉課が地域包括支援センターなどと実施する高齢者の総合相談・支援業務を実施した。虐待防止などの権利擁護業務では暴力（虐待）に関する通報相談件数が 104 件（6 年度 94 件）あり、虐待と判断して対応した件数のうち配偶者からの虐待は 15 件（6 年度 8 件）あった。子ども家庭支援センターによる女性相談は 168 件（6 年度 140 件）であり、そのうち夫等からの暴力被害に関するものは 11 件（6 年度 15 件）で個別の相談内容に応じて関係機関の紹介が行われている事業 80。

≪着眼点②≫　セクシュアルハラスメントの被害経験率は低下しているか

・セクシュアルハラスメントの被害経験者の割合はゼロに近付いているか

≪分析②≫　セクシュアルハラスメントを受けたことがあると回答した人の割合は、7.4%（7 年度 9.8%）で 2 年連続減少して基準値（4 年度）よりも低下した。女性のうち被害を受けたと回答した人の割合は 10.4%（7 年度 13.6%）だった一方、男性は 4.0%（7 年度 4.3%）で、やはり女性が被害を受けやすい状況にある。なお、被害を受けた場所は「職場」との回答が全体の 71.7%（7 年度 69.4%）で圧倒的に多い。



※過去１年間に受けたセクシュアルハラスメント

≪着眼点③≫　セクシュアルハラスメント等の防止に向けた啓発や相談事業は充実しているか ***New***

≪分析③≫　人権政策課は区内事業者等に対し、ハラスメントなどの人権問題について啓発するパンフレットをイベント開催時に配布するとともにウェブサイト等を通じて周知を行った事業 81。女性への暴力防止講座「配偶者暴力(DV)に負けない知識」や目黒区立第十中学校、東山中学校において、デートＤＶ防止出張講座（中学生向け人権教育プログラム）を実施した。事業 82。区民の声課ではセクシュアルハラスメントの被害につながる事例を含めて早期の相談がしやすくなるよう法律相談等をＰＲし、個別の相談内容に応じて関係機関が紹介している。区職員に対しては新任研修や各職層の昇任者を対象とした研修の中でセクシュアルハラスメントについての啓発が行われており、併せて区職員のハラスメントに関する苦情・相談員制度、外部相談窓に加えて新たにハラスメント問題処理委員会を設置し、職員の苦情・相談に応じるとともに制度の周知を行った事業 84・85。

評価

★★

評価の理由

講座の開催や相談窓口など様々な啓発・相談・支援事業が継続され実績を上げていることや区職員に関して新たにハラスメント問題処理委員会が設置されたことは評価できる。

しかし、最も多い「職場」のハラスメント対策として行われていた事業（区内事業者向リーフレットの送付講講座等）は、中目黒スクエア改修工事の影響等により休止されており、全体としても目標値ゼロを達成できていない。人権政策課での相談事業においては、DV 以外の暴力についての相談件数は 6 年度（36 件）に比べて 177 件と急増しており、問題への対応が迫られている。喫緊の問題であり、目標値がゼロであることからすれば、評価は消極的なものになってしまう。しかし、前述のとおり、目標値ゼロは究極的な最終目標であり、そこに至るプロセスとして、被害を可視化できていること、問題を顕在化させて把握していること自体は、本来は評価すべき事柄である。

以上のことから、評価としては 6 年度と同様「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】３－４　生涯を通じた包括的な健康支援

指標の目標値

妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と思う人の割合　　【70%以上】

提言

○　リプロダクティブ・ヘルス/ライツの考え方の普及に向けた啓発事業の更なる充実を進めてほしい。【事業 86・87・89】

リプロダクティブ・ヘルス/ライツを知っていた人の割合は非常に低いが、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「十分に尊重されている」、「ある程度尊重されている」と思う人の割合は50%台で推移しており、徐々にではあるが増加している。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツの普及には、まずは、その意味や必要性を分かりやすい言葉で継続的に発信する必要がある。表現方法の工夫や発信手段を充実させて効果的な啓発をお願いしたい。

○　性や健康に関する学習機会の提供、相談・支援事業を継続してほしい。【事業 88・90・92・94・95】

現在実施している活動には高い需要があり、非常に重要なものといえる。今後も継続してほしい。

分析

≪着眼点①≫　リプロダクティブ・ヘルス／ライツの考え方の普及に向けた啓発事業は充実しているか

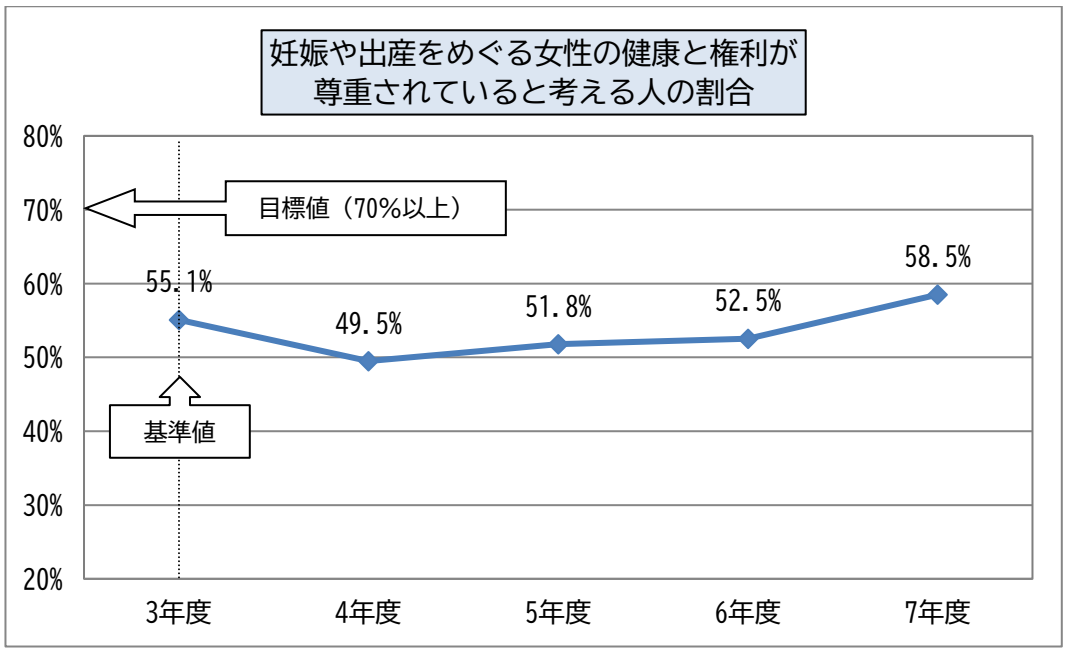
・児童、生徒に対するリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発がなされているか

≪分析①≫　令和７年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことなどから、講座の実施ではなく、区公式ウェブサイトによるリプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供を行った。事業 86。妊娠期から産後ケアまでの各種訪問指導等はリプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点を取り入れて実施されており、妊産婦訪問指導（延べ 2,130 人）、新生児訪問指導（延べ 2,027 人）は利用者数が増加した事業 87。小・中学校では東京都教育委員会が作成した「性教育の手引き」を参考に各学校が「性教育に関する全体計画」を作成して教育課程に位置付け、主に小学校３年生以上の児童・生徒に指導が行われている。幼児・児童・生徒が性暴力の被害者、加害者、傍観者のいずれにもならないよう、「生命（いのち）の安全教育」について、全小・中学校で安全教育全体計画に位置付けるとともに、「目黒区版　生命（いのち）の安全教育の手引き（令和５年３月)」や文部科学省の教材等を活用し、各学年において夏季休業日期間開始前までに１回以上実施した。事業 89。

≪着眼点②≫　妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されているか

・妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「尊重されている」と考える人の割合が 70%以上になったか ***New***

≪分析②≫　区民意識調査ではリプロダクティブ・ヘルス/ライツという言葉やその意味について知っていた人の割合は 16.1%（７年度 13.2%）と依然として低い状況であり、妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が「十分に尊重されている」や「ある程度尊重されている」と思う人の割合は 58.5%（６年度 52.5%）である。また、「尊重されていない」、「あまり尊重されていない」と回答した人は女性が 31.5%、男性が 20.8%で認識に男女差があった。尊重されていない理由としては、「子どもを産むか産まないかという判断は経済的な理由による制約を受けることが多いから」と回答した人が 67.0%、次に「男性に対して妊娠・出産などに関する知識の普及が遅れているから」が 63.9%で多かった。



※「十分に尊重されている」と「ある程度尊重されている」の回答者数を合算した割合

≪着眼点③≫　性や健康に関する情報及び学習機会の提供、相談・支援事業の充実は図られているか

≪分析③≫　7年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことから資料室は休止した。区公式ウェブサイトにより「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」に関する情報提供を行った。事業90。

産後ケア事業（訪問型）は、延べ319人（6年度280人）の利用となり大きく増加した。オンライン相談も含めた妊婦面接相談（ゆりかご・めぐろ）は、合わせて2.469人（6年度2.235人）の利用があり、こちらも6年度より利用者が増加した事業92。子ども若者課では、病院等の助産施設に入院することが必要な低所得世帯の妊産婦に分娩費用を支給する事業が実施されており、給付件数は4件（6年度8件）だった事業93。人権政策課では性の悩み、生理、妊娠、不妊、婦人科系の病気、更年期障害など女性のからだ全般に関することを対象とする「からだの相談」事業を実施しており、相談件数は89件（6年度71件）と6年度より増加した事業95。

評価

★★★★

評価の理由

学校教育の場での取組みについては、各学校で「性教育に関する全体計画」を作成し、教育課程に位置付けて指導するなど充実しており高く評価できる。

区民意識調査によるリプロダクティブ・ヘルス/ライツという考え方を知っていた人の割合は低い。しかし、「妊娠や出産をめぐる女性の健康と権利が尊重されていると考える人の割合」は58.5%で7年度（52.5%）より相当程度増加しており、目標値（70%）には届いていないものの基準値(55.1%)は越えた。産後ケア事業の利用や妊婦面談相談は、利用者が6年度に比べて増加している（例えば、産後ケア事業（訪問型）では、319人（6年度280人））。女性の健康が尊重される機会が充実していると評価できるとともに、需要の高さも示している。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6年度・7年度）

区民意識調査報告（7年度・8年度）

【中項目】３－５　性の多様性を尊重する意識の醸成とＬＧＢＴ支援

指標の目標値

ＬＧＢＴへの配慮を意識して行動している人の割合　　【50%以上】

提言

○　性の多様性の尊重に関する啓発及び性的指向及び性自認に基づく困難等を解消する取組みを更に充実してほしい。【事業 96・97・98・99】

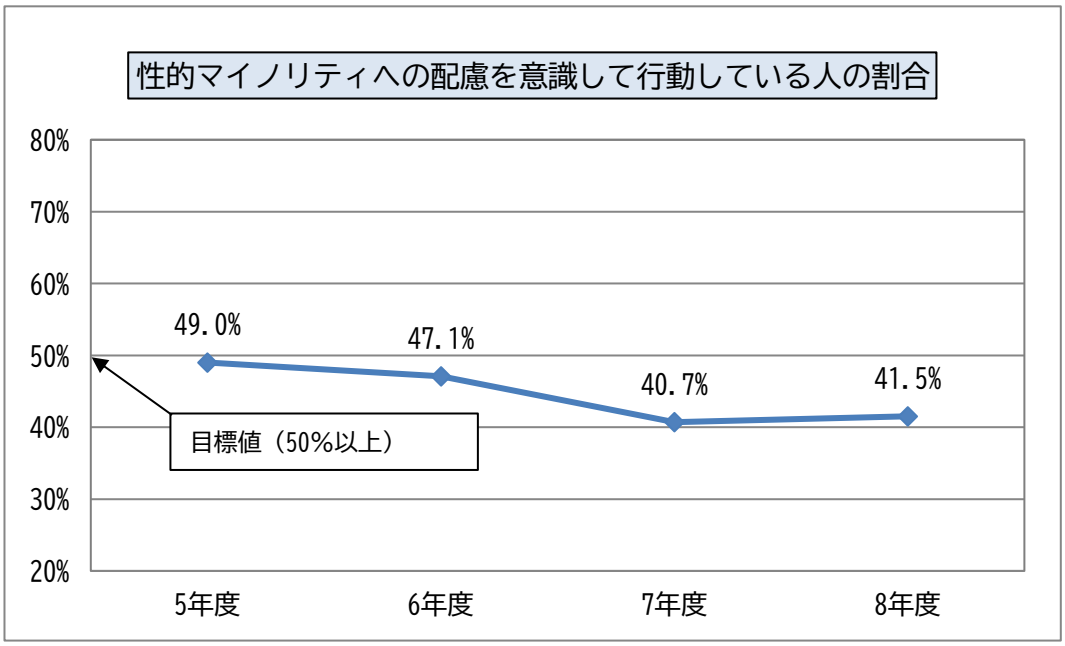
性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた取組みの更なる充実を図ってほしい。具体的には、区民向け講座やパネル展示等の啓発事業について、さらに多くの参加があるよう実施方法・内容の工夫が求められる。また、区職員や教職員に対する研修の一層の充実や区の補助計画に性の多様性尊重の視点を含めるなど、取組に工夫の余地がある。

分析

≪着眼点①≫　多様な性の在り方についての理解促進が行われているか

・ＬＧＢＴへの配慮を意識して行動している人の割合が 50%以上になったか ***New***

≪分析①≫　区が策定した性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針は職員向けの内部指針だが、民間団体等が取組みみを行う際の参考資料として活用できるように区のウェブサイトで公開している。性の多様性理解促進講座では、ジェンダーやＬＧＢＴについての研究を行っている講師の講義を通して、ジェンダーやＬＧＢＴについての基礎的な知識の習得を目指した（参加者 5 人）。また、男女平等参画週間及び人権週間において、性の多様性に関するパネル展示を行った。家庭教育講座「多様性って何？ に対して自己理解から始めよう」に対し指導者を派遣した。（参加者 24 名）事業 96。学校教育では、全教員対象の e ラーニングチェック研修では、性自認や性的指向について取り上げ、教育相談初級研修においては「多様な性にかかわる多様な相談への対応に向けて～多様な性に悩む児童・生徒の理解と支援～」をテーマに講師招聘による教員研修を実施して、教職員の理解啓発が行った事業 97。区職員に対しては希望する職員を対象として、ジェンダーやハラスメントを含む性の多様性についての理解を促進するための研修（対面）を実施し、31 人が参加した。事業 98。区民意識調査では性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は 41.5%（7 年度 40.7%）で割合は、標本誤差の範囲内であるが若干増加した。



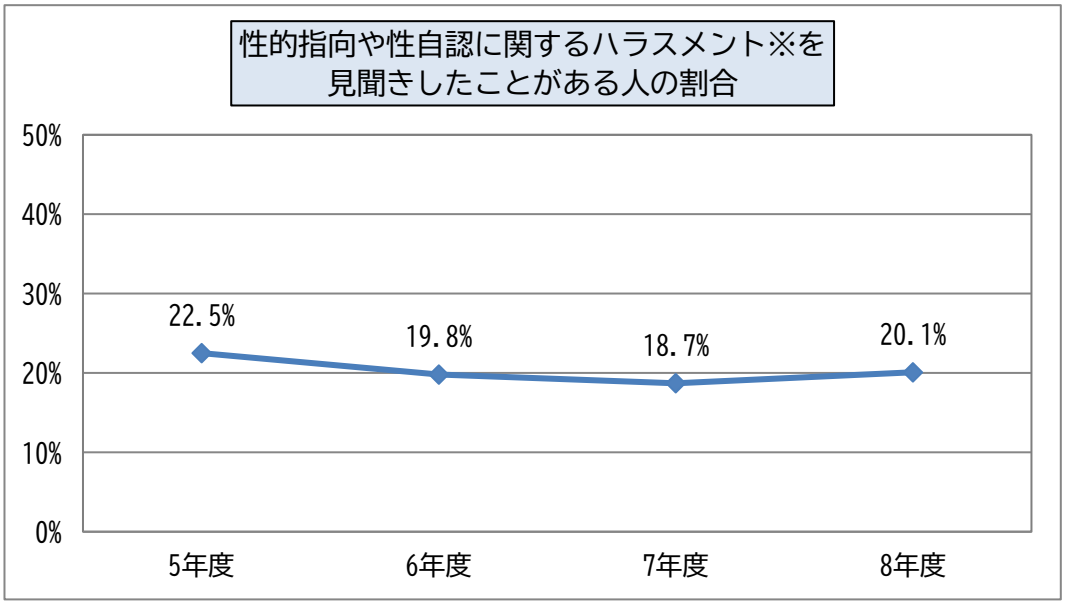
≪着眼点②≫　性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた取組みが行われているか ***New***

≪分析②≫　指定管理者と締結する協定書の標準モデルである指定管理者標準協定書に性の多様性の尊重に関する条項が設けられており、区が指定管理者制度を利用する際は指定管理者に区の「性的指向及び性自認に基づく困難等の解消に向けた対応指針」に準じた対応を求めることとしている。

その他、人権政策課により推進計画における関連事業の実施に向けた関係各課との調整やサポートを行った。性的指向及び性自認に関する様々な困難や不安についての相談に専門相談員が対応するＬＧＢＴ相談の相談件数は 49 件（6 年度 39 件）だった事業 99。パートナーシップの相手方について、区営住宅、区民住宅、三田地区整備住宅及び従前居住者用住宅への入居申込等が可能となっている事業 100。都の動向を受け、目黒区においても各種手当及び休暇・休日の一部制度において、パートナーシップ関係の相手方を対象要件とすることとし、区職員へ制度の周知を図った事業 101。学校では、性の多様性についての理解を深めるための教育を推進している事業 102。

≪着眼点③≫　性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合が減少しているか ***New***

≪分析③≫　区民意識調査では性的指向や性自認に関するハラスメントを見聞きしたことがある人の割合は 20.1%（7 年度 18.7%）だった。割合は増加しているものの、標本誤差を考慮すると必ずしも有意なものとはいえない。



※過去 1 年間に見聞きしたハラスメント

評価

★★★

評価の理由

区職員や学校の場における取組み、相談事業等は実施されたものの、区民を対象とした講座の参加人数が減少している（例：7 年度の性の多様性についての講座は参加者 5 人（6 年度 16 人））。区職員の研修受講人数に減少も認められ、運営方法の見直しなど課題がある。

性的マイノリティへの配慮を意識した行動をしている人の割合は 41.5%（7 年度 40.7%）と微増してはいるが、目標値(50%)には達していない。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）
区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

大項目４　男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化

【大項目の総評】　★★★　ある程度の成果(関連)は認められるが未だ課題がある

大項目４の「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する体制の強化」は、大項目１～３を推進するための基盤となっている。

中項目１は、計画の推進体制の強化とその成果・結果として区の男女平等・共同参画関連施策や目黒区男女平等・共同参画センターの認知度の向上を確認し、区の事業実績と照らし合わせて評価する項目である。その達成度を測るための指標として、区の男女平等・共同参画関連施策や目黒区男女平等・共同参画センターの認知度が設定されている。しかしながら、そのための体制の強化に向けた取組みについては情報が限られている。改定計画においては可能な限り体制強化に向けた取組みやその成果を指標とし、機能する体制の実現を測るよう努めてほしい。

中項目２は、計画を着実に進行管理していくため、審議会では「区民意識調査」と「計画事業実績調査」をもとに計画推進状況を評価し、提言とともに区に提出している。区所管課は、提言を踏まえ必要に応じて事業を見直すという、いわゆるＰＤＣＡサイクルを評価の枠組みとして形式的に採用している。

現在の仕組みが構築されて 20 年以上が経過し、社会状況や人々の価値観、生活スタイルが多様化するとともに大きく変化してきた。こうした中、この評価の枠組みを見ると、設定された指標の客観性・合理性や事業との因果関係、区民調査の回数・方法など様々な面で課題が表面化してきている。当該分野においては難しい面もあろうが、改定計画においては、これまでの経緯を踏まえつつ、可能な限り合理的な評価の枠組みを整備するよう努めてほしい。

中項目３は、区民、事業者等との連携である。連携や協働といっても対象主体の意向もあり、まとめあげるためには粘り強い積み重ねが必要である。しかし、実現した際の効果は大きく拡がりも期待できる。今後も連携・協働できる区民、事業者等を広げるため、地道に事業を積み重ねてほしい。

中項目 ４ は、国、東京都、他自治体との連携である。行政機関においては日頃から情報交換は行われ、必要な連携は行われている。さらに一歩進める取組みを検討してほしい。

なお、中項目３および４のような連携を評価する場合には、その目的や目標を明確に示し、その達成を図るための指標案を検討することが望ましい。

以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

・～・

R4 年度から R8 年度の推進計画における新たな分析の着眼点には「*New*」と記載

【中項目】４－１　計画の推進体制の強化

指標の目標値

区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合　　【60%以下】
目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合　　【20%以上】

提言

○ 男女平等・共同参画の推進が、人権政策課のみの取組みにとどまることなく、全庁的な取組みとして実施されるよう、関係各課との連携体制の強化及び職員への研修を通じた意識啓発の充実を図

ってほしい。【事業 103・104】

推進計画に基づく取組みは、多様な所管課が実施している。男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の視点が区のあらゆる施策に反映されるよう、人権・男女平等多様性推進担当者会議等を活用した情報共有と連携を進めるとともに、職員の理解促進や意識向上を図る取組みを推進してほしい。

○ 計画の推進に当たっては、各課における事業が男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の視点を踏まえて実施されるように努めてほしい。【事業 104・105】

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重は特定分野に限られる課題ではない。防災、子育て、教育、福祉、産業振興など様々な施策に関連する視点であることから、各課がその視点を踏まえて事業を企画・実施できるよう支援してほしい。

○　男女平等・共同参画オンブーズのあり方の検討【事業 106】。

オンブーズに対する申出件数は、1 件（6 年度 0 件）であった。めぐろ区報やウェブサイトや事業やパネル展等でのチラシ配布など周知に努めてはいるが、近年の実績は低調である。認知度も「条例」、「計画」、「審議会」、「オンブーズ」の中で最も低い。この間、区民に対しては、各所管において多くの相談窓口が整備され、権利擁護センターなども設置されてきている。こうした中、今後、オンブーズのあり方を改めて検討されたい。

○　区民の男女平等・共同参画関連施策の認知度向上に向け、効果的な宣伝方法や講座の運営方法を工夫してほしい。【事業 103・111】

男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に係る施策の区民認知度は低いままである。「どれも知らない」とする割合は 80%台に迫る状況となっている。条例の認知度など他区においても類似の状況にあり、一般的に区の取組みについて区民の認知度を上げることはなかなか難しいと推察する。しかし、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重を推進するには、まずは区民に関心を持ってもらうことが非常に大切である。そのためには、施策の効果的な宣伝方法や講座の運営方法など工夫をしてほしい。

○　令和７年度の男女平等・共同参画センターの効果的な周知の検討【事業 108】

センターは、中目黒スクエアの改修工事が終了し運営が再開されているが、センターを知っている人の割合は 10%台が続いている。センターの認知度合いは、拠点施設としてのセンターそのものだけでなく、区の施策の認知度と連動するものと考えられる。センター単体のみの周知では効果が希薄であろう。拠点施設であるセンターの事業・取組みと同期させるような魅力的・効果的な周知方法を検討してほしい。

分析

≪着眼点①≫　区における全庁的な推進体制が効果的に機能しているか

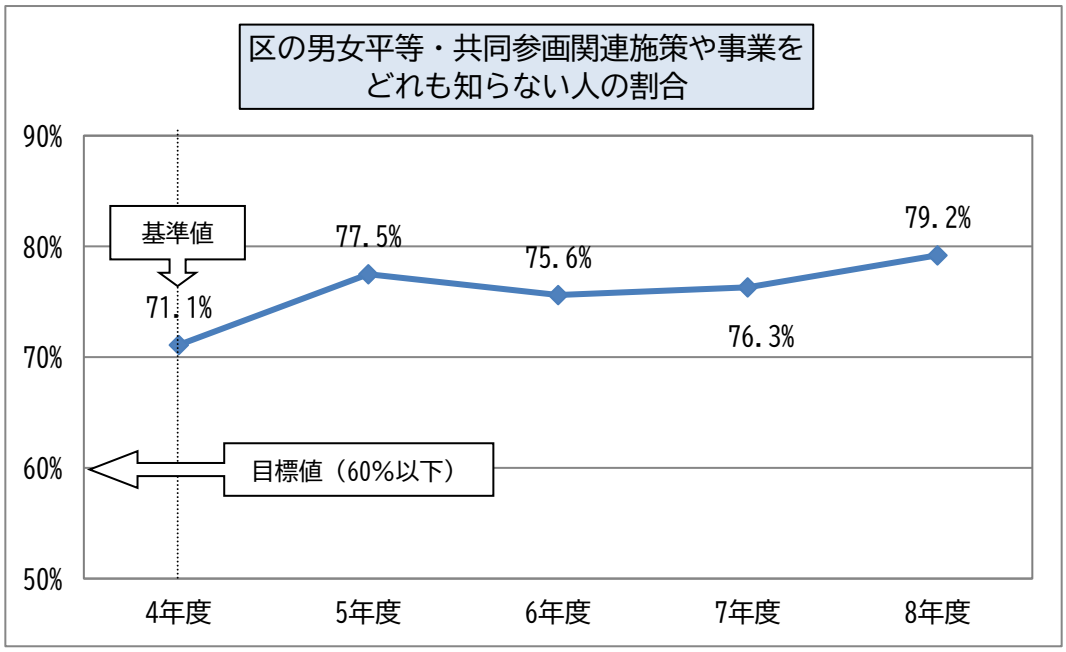
≪分析①≫　男女共同参画週間に合わせ、目黒区総合庁舎西口ロビーで条例や推進計画、推進計画に基づく施策内容、目黒区男女平等・共同参画オンブーズの紹介などを行う男女共同参画週間パネル展示を実施した。目黒区男女平等フォーラム講座では、学生による説明付きの防災用品の展示を行うなど、若い世代の関心を引き付ける工夫をした。事業 103。総務部長と関係課長（計 21 人）による人権・男女平等多様性推進担当者会議を開催し、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重に関する施策に関して情報提供等を行った事業 104。男女平等・共同参画審議会は、区長から「推進計画進捗状況評価」及び「推進計画改定」について諮問を受け、区の事業実績調査・区民意識調査を実施するとともに審議（審議会 7 回、事業評価小委員会 3 回、推進計画改定小委員会 4 回）し、区長に進捗状況評価に関する答申を行った事業 105。7 年度はオンブーズへの相談、申出、問い合わせ全て 0 件であった。オンブーズの周知は、区報やホームページ等への掲載の他、パネル展示や各種講座でのチラシ配布などを通じて行われた事業 106。

≪着眼点②≫　区民の男女平等・共同参画社会づくりについての認知及び理解が進んでいるか

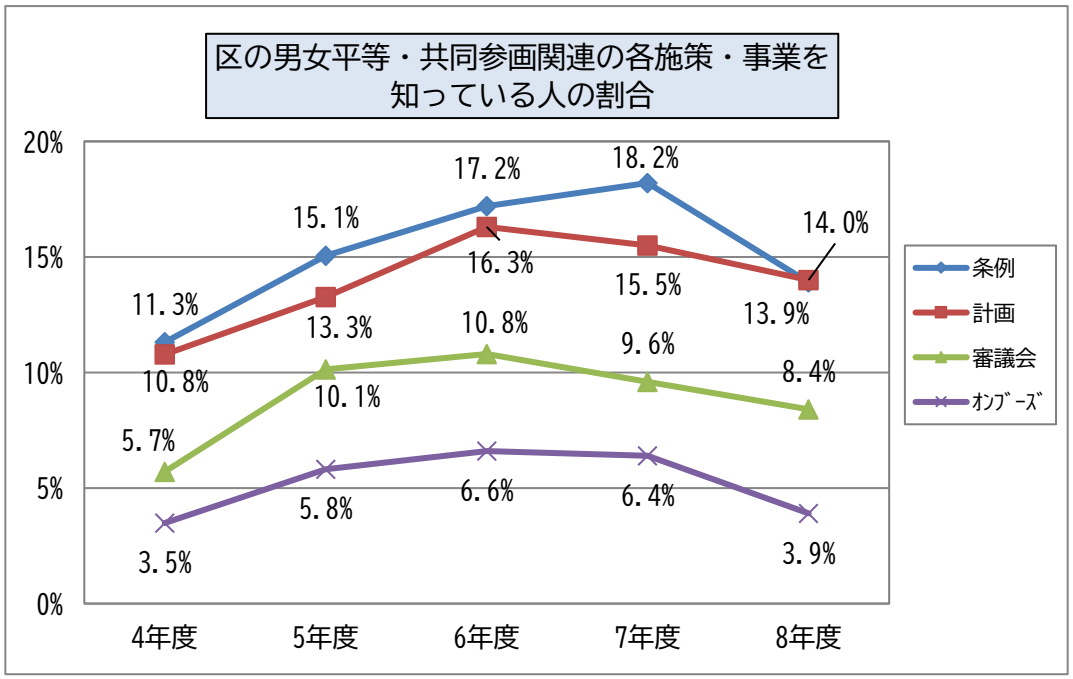
・区の男女平等・共同参画関連施策を「どれも知らない」人の割合は 60%以下になったか

・条例、推進計画、審議会、オンブーズについて知っている人の割合が増えているか ***New***

≪分析②≫　区民意識調査で区の男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する施策や事業について知っているものを尋ねたところ、79.2%（7 年度 76.3%）の人が知っている施策や事業がなかった。知らない人が増加する傾向が伺える。



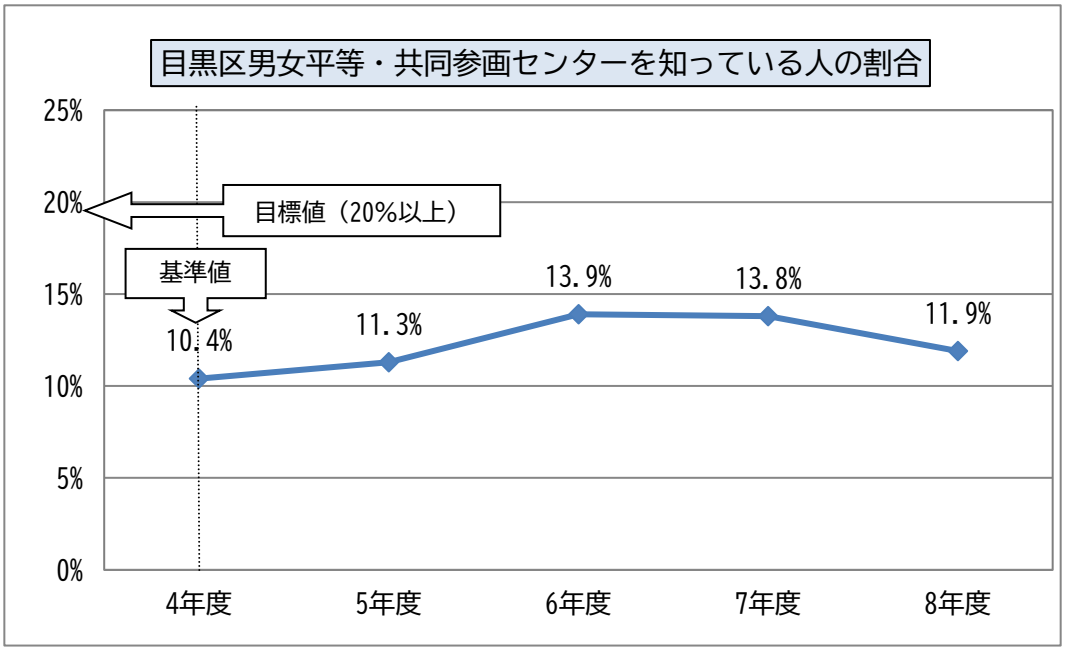
個々の施策や事業については、回答者のうち条例 13.9%（7 年度 18.2%）、推進計画 14.0%（7 年度 15.5%）、審議会 8.4%（7 年 9.6%）、オンブーズ 3.9%（7 年度 6.4%）が「知っていた」と回答しており、いずれもその割合は減少している。



≪着眼点③≫　男女平等・共同参画センターは、拠点施設として区民や事業者への周知・啓発事業を充実・拡大しているか

・目黒区男女平等・共同参画センターを知っている人の割合は 20%以上になったか

≪分析③≫　区民意識調査で目黒区男女平等・共同参画センターを知っていた人の割合は 11.9%（7 年度 13.8%）であり、基準値を超えてはいるものの、目標値には届いていない。



男女平等・共同参画センター自体の周知はホームページや情報誌「であいきらり」などで、相談事業や資料室の運営、講座の実施、会議室・研修室の貸出しなど、男女平等・共同参画や性の多様性の尊重を推進するための拠点施設としての機能が紹介している事業 108。資料室蔵書数は 13,739 冊であり 7 年度の新規購入は 0 冊であった。令和 7 年度は、男女平等・共同参画センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことから資料室は休止した。事業 109。

男女平等・共同参画センターにおける相談事業は引き続き実施され、相談件数はこころの悩みなんでも相談が 2,067 件（6 年度 2,019 件）、法律相談が 45 件（6 年度 43 件）、からだの相談が 41 件（6 年度 71 件）だった。ＬＧＢＴ相談は 49 件（6 年度 39 件）の相談があった。各種相談事業ではそれぞれの相談員と人権政策課の懇談会や目黒区法曹会と人権政策課の法律相談懇談会が行われるなど、相談員と行政の連携や事業を充実させるための取組みも行われている事業 110。

学習機会の提供は、男女平等・共同参画センター講座を中心に実施され、単発講座が 8 講座（6 年度 12 講座）開催され、延べ参加者数は 475 人（6 年度 439 人）だった事業 111。人権政策課では、区の各課等が講座等開催時に利用可能な一時保育者の登録をしており、登録者数は 23 人（6 年度 23 人）で保育付き講座等の実施回数は延べ 156 回（6 年度 151 回）であった。また、保育者向け（新規登録者養成研修兼更新者）フォローアップ・意見交換会が開催された事業 112。男女平等・共同参画センター会議室等については、同センターがある複合施設「中目黒スクエア」が工事中であったことから休止した。事業 113。男女平等・共同参画センターには、平成 7 年度から区全体で統一された制度による利用登録団体 20 団体（6 年度 20 団体）があり、施設の優先利用などの支援が行われている事業 114。男女平等・共同参画センター運営委員会（構成：女性 11 人、男性 2 人）は、運営委員会企画講座の実施や人権政策課とともに男女平等・共同参画センターだより「であいきらり」の記事取材、目黒区男女平等 2025 フォーラムの実施に取り組んだ事業 115。

≪着眼点④≫　男女平等・共同参画審議会、男女平等・共同参画オンブーズ及び区の所管課は連携して成果をあげているか

≪分析④≫　第 1 回男女平等・共同参画審議会では、男女平等・共同参画オンブーズも出席し、審議

会、オンブーズ、区（人権政策課）の三者による情報連絡会が実施され、それぞれの年次報告や今後の取組みなどについて共有がなされた事業 107。

評価

★★

評価の理由

計画された事業は着実に実施された。

各種相談件数は若干伸びており、保育付き講座の保育児数も前年度の 1.2 倍になった。中目黒スクエア改修工事でセンター施設が使えない中、目黒区男女平等 2025 フォーラムを開催し、参加者も前年度より増加したことなどは評価できる。

しかし、区の男女平等・共同参画関連施策やセンターを知らない区民の割合が軒並み前年度よりも下がっており、目標値から遠のいている。特にオンブーズについてはその認知度が 3.9%と低迷しており、相談も 0 件であり、周知の問題か、役割の問題かは整理する必要がある。

また、人権・男女平等多様性推進担当者会議を開催し、施策の情報共有を行っている他、区職員や教員への研修などを実施していることが認められる（大項目 1 ・中項目 1－1 事業 7、8 他）。ただし、担当者会議の開催頻度は 1 回／年であり、体制の強化につながっていると判断するための情報としては限界がある。また、全庁的に取組みができる体制の強化ができているかは把握できていない。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

区民意識調査報告（7 年度・8 年度）

【中項目】４－２　計画の着実な進行管理

提言

○　次期計画においては、さらに合理的・効果的に施策が推進されるよう、進行管理方法等全般的な改善を望む。【事業 116．117，118，119，120】

現行計画（令和 4 年度～8 年度）の施策については、区民意識調査や事業実績調査及び男女平等・共同参画審議会の諮問及び年次報告書の公表は適切に行われてきた。

9 年度以降の計画改定に向けて検討が行われているところであるが、現在の計画では進行管理方法を含めて全般的に根本的な課題も見られる。次期計画においては、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重における社会の動向、審議会のあり方、目標と施策との因果関係や優先度、選択と集中など、様々な面から総合的に見直し、合理的・効果的なものとなるよう改善を検討いただきたい。

なお、事業番号 120（職員意識調査の実施）については、質問項目を絞った簡易的なもので十分なので、計画改定時にとどまらず年次調査とすることを推奨したい。

分析

≪着眼点①≫　計画が実施、評価、改善される仕組みが機能しているか

≪分析①≫　男女平等・共同参画に関する区民意識調査は住民基本台帳から抽出した 18 歳以上の個人に対しオンラインで実施され、回答者数は 737 人（6 年度 656 人）で回答率は 29.5%（6 年度 26.2%）だった事業 116。推進計画の事業の取組み状況を把握し、計画の進捗状況評価の基礎資料にするために事業実績調査が実施された。事業実績調査の実施に当たり、男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重の視点、審議会からの提言を受けた改善や男女別の参加者数や相談件数などの可能な限り具体的なデータを記載することなどを各課に依頼している事業 117。

≪着眼点②≫　男女平等・共同参画審議会による計画の進捗状況の評価が行われ、改善に向けた意見を提出できたか

≪分析②≫　区長は男女平等・共同参画審議会に「計画の進捗状況の評価」を諮問し、当該審議会は 3 回の審議会と 3 回の小委員会における審議を経て、これにかかる答申書を作成して区長に答申した。当該答申書には「評価」とともに、「審議会の意見」として改善点を記載した「提言」記載している事業 118。

≪着眼点③≫　年次報告書が作成され、公表されたか

≪分析③≫　「男女平等・共同参画審議会答申」、「男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重に関する事業実績報告」、「男女平等・共同参画及び性の多様性に関する区民意識調査報告」を取りまとめた「令和 6 年度　男女平等・共同参画及び性の多様性尊重の推進に関する年次報告書」を 250 部作成・公表した。当該年次報告書は区報やホームページで周知を図るとともに、各所管課、関係団体、22 区・26 市に送付した事業 119。

評価

★★★

評価の理由

区民意識調査及び所管の事業実績報告に基づき、男女平等・共同参画審議会による事業評価がなさ

れ、区に対して改善の提言がなされた。その結果、年次報告書が作成され、公表された。
　しかしながら、計画全体にわたって目標が達成されていない項目も多い。目標が設定されていないものや、活動と目標との関連性が明確でないものが存在することにも課題が見られており、進行管理手法を含めて全般的に課題があると言えよう。
　以上のことから、評価は「ある程度の成果（関連）は認められるが未だ課題がある」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

【中項目】４－３　区民、事業者等との連携

《★重点評価項目》

提言

○　区民との協働事業である男女平等フォーラムは、多くの区民が参加できるような工夫を検討してほしい。【事業 121】

区と区民、大学とが企画段階から協働で男女平等フォーラムを実施したことは評価できる。

今後は、オンライン参加やアーカイブ配信の活用、多くの区民が来場するイベント（中目黒スクエアの館まつりとの同時開催だけでなく、他の大きな区イベント（区民まつりや商工まつり、消費生活展など））との連携などを検討し、より幅広い区民が参加できる機会を確保してほしい。

○　区民・区民団体、事業者、大学、NPO 法人等との協働事業の充実に向け、多様な主体との連携先の開拓や意見交換の機会の充実を図ってほしい。【事業 121、122】

今後、こうしたＮＰＯ法人、大学、企業等との協働事業のさらなる発展を期待する。協働事業の機会を拡大していくためには、イベントの時のみの働きかけではなく、日常的な協働の可能性がある団体や事業者の開拓と関係づくりが重要である。区民・区民団体、事業者、大学、NPO 法人等との意見交換や情報交換の機会を設け、新たな協働事業の創出につなげてほしい。

分析

≪着眼点①≫　区民・区民団体等との協働事業が実施され、成果をあげたか

≪分析①≫　男女平等・共同参画センター運営委員会と人権政策課が協働して目黒区男女平等フォーラム 2025 が実施された。講座として「ジェンダーと防災　最新の避難所づくりを考えよう！」を実施した（参加者 38 人）事業 121。

≪着眼点②≫　事業者等との協働事業が実施され、成果をあげたか

≪分析②≫　目黒区男女平等フォーラム 2025 において、講座「ジェンダーと防災　最新の避難所づくりを考えよう！」(講師：沼田宗純東京大学大学院情報学環　生産技術研究所　准教授)を行った。講座の開始前、会場において防災用品の展示(学生による説明を含む)を行ったが、これは、当初より男女平等・共同参画センター運営委員会の企画内容を大学側と調整のうえ実施したものである。事業 122。

評価

★★

評価の理由

中目黒スクエアが改修工事期間中であるが、区民との協働事業として、区と区民、大学とが企画段階から協働で男女平等フォーラムを実施したことは評価できる。また、2024 年度のフォーラム参加者は 16 人であったが、38 人に増加している。ただし、今回のテーマは区民にとって大切かつ身近な「防災」に関わることなので、参加者数を含め、もう少し拡がりがほしいと考える。

区民や区民団体等との共同事業及び事業者等との共同事業の実施について、令和 7 年度の実績として目黒区男女平等フォーラム 2025 の開催 1 件となっている。令和 6 年度はそれぞれで 1 件ずつ、合計 2 件の活動実績があったが、回数が減少しているという結果になっている。

以上のことから、評価は「不十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

【中項目】４－４　国、東京都、他自治体との連携

提言

○　国、東京都との連携や情報交換を通じて得た知見を目黒区の施策に活かすとともに、目黒区の取組みについても積極的に発信してほしい。【事業 123】

国や東京都との連携は、男女平等・共同参画及び性の多様性尊重に関する法制度や政策動向、先進的な知見等を把握する機会となる。情報交換を通じて区施策との整合性や政策の一貫性を確保するとともに、目黒区の取組や成果についても積極的に発信してほしい。令和 8 年 4 月に設立された独立行政法人男女共同参画機構（JGEPA）との連携にも期待したい。

○　他自治体との連携については、共通課題や協力可能性の高いテーマを見極めながら試行的な取組みを進め、成果に応じて発展させてほしい。【事業 124】

他自治体との情報交換は継続的に行われているが、その成果が見えにくい。男女平等・共同参画についての認知度向上や若年層への啓発など、他自治体との共通課題について、協力の可能性が高い自治体と個別に連携し、試行的な事業や取組みを実施した上で、成果が確認できたものについて広がりを持たせるなど、無理のない形で連携を発展させてほしい。

分析

≪着眼点①≫　国や東京都と施策の連携や情報交換などを行っているか

≪分析①≫　国や東京都との連携については、国・東京都が行う各種調査や取組みに協力し、相互に情報提供や情報交換を実施している。主なものとして、地方公共団体に関する男女共同参画等に係る調査（国）、女性活躍推進法に基づく各計画策定・公表等の取組実施状況調査（国）、配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況調査（国）、区市町村男女平等参画施策推進状況調査（東京都）などがある。また、国や東京都主催の研修・説明会・事業に参加し、情報収集を行った事業 123。

≪着眼点②≫　他の自治体と情報交換等の連携はとれているか

≪分析②≫　特別区女性政策主管課長会において、各区の施策の取組み状況や課題について情報交換を行ったほか、人権施策推進都区連絡会において各区における性的マイノリティに関する取組み等の情報交換を行った。また、各種調査への協力等を通じて他自治体と情報や状況を共有すると同時に、現在の取組み等に関する情報交換を行った。また、東京ウィメンズプラザのウェブサイトを通じて目黒区男女平等・共同参画センターの取組みを紹介するなどの連携を図っている事業 124。

評価

★★★★

評価の理由

国、東京都、他自治体との連携が行われている。東京ウィメンズプラザのウェブサイトの「講座・イベント」のバナーの「区市町村の取組紹介」に、目黒区の男女平等・共同参画センターの取組みが紹介されている。

以上のことから、評価は「概ね十分である」とした。

使用したデータ

事業実績報告（6 年度・7 年度）

資料1　諮問文

目総権第６９８号
令和８年７月１日

目黒区男女平等・共同参画審議会会長　宛て

目黒区長　　青木　英二

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を
推進する計画の進捗状況の評価について（諮問）

目黒区男女平等・共同参画及び性の多様性の尊重を推進する計画の進捗状況の評価について、目黒区男女が平等に共同参画し性の多様性を尊重する社会づくり条例第１４条第２項の規定に基づき、令和８年１０月末までに意見を求めます。

以　　上

資料2　検討の経緯

年　月　日	会　議　名　等	審　議　内　容　等
令和8年7月1日	第2回 男女平等・共同参画審議会	諮問 審議会運営について 情報連絡会等
令和8年8月5日	第1回 事業評価小委員会	答申案の作成
令和8年9月11日	第2回 事業評価小委員会	答申案の確認
令和8年10月2日	第3回 男女平等・共同参画審議会	区長に答申書を提出

資料3　■目黒区男女平等・共同参画審議会委員名簿

（任期：令和8年6月1日～令和10年5月31日）

	氏　名	肩書　・　選出団体等	備　考
学識経験者	たなか　ひろみ 田中　洋美	明治大学情報コミュニケーション学部教授	会長
	わだ　きしこ 和田　希志子	弁護士	
	たしろ　あき 田代　亜紀	専修大学法科大学院教授	小委員会委員
	こばやし　ふさこ 小林　富佐子	社会保険労務士	副会長 小委員会委員長
	こまざき　たつや 駒﨑　達也	上智大学言語教育研究センター嘱託教員	小委員会副委員長
	やくし　みか 藥師　実芳	認定ＮＰＯ法人　ＲｅＢｉｔ　代表理事	
区内関係団体等	たかつ　わたる 髙津　渉	目黒区立中学校ＰＴＡ連合会	
	いいざわ　こういち 飯澤　幸一	目黒区立小学校ＰＴＡ連合会	
	さとう　しゅうや 佐藤　修哉	東京商工会議所　目黒支部	
	むらい　みちこ 村井　道子	目黒区主任児童委員部会	
	おくやま　としこ 奥山　利子	目黒女性団体連絡会	
公募区民	いかわ　まりこ 井川　真理子	公募区民	小委員会委員
	きくち　たかし 菊地　天	公募区民	